

第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第4次男女共同参画基本計画における政策領域目標の動向

★は政策領域目標を示す。

【成果目標】

項目	計画策定時	最新値	参考値(注1)	成果目標(期限)
配偶者からの被害を相談した者の割合(男女別)	男性:16.6% 女性:50.3% (平成26年)	男性:26.9% 女性:57.6% (平成29年)	—	男性:30% 女性:70% (平成32年)
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度(男女別)	男性:30.4% 女性:34.3% (平成26年)	男性:69.2% 女性:73.7% (平成29年)	—	男女とも70% (平成32年)
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	88か所 (平成27年11月)	105か所 (平成29年11月)	113か所	150か所 (平成32年)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数★	25か所 (平成27年11月)	42か所 (42都道府県) (平成30年3月)	34都道府県	各都道府県に 最低1か所 (平成32年)

(注1) 計画策定時から成果目標の期限に向けて直線的に進捗すると仮定して計算した場合の「最新値」の時点における値。

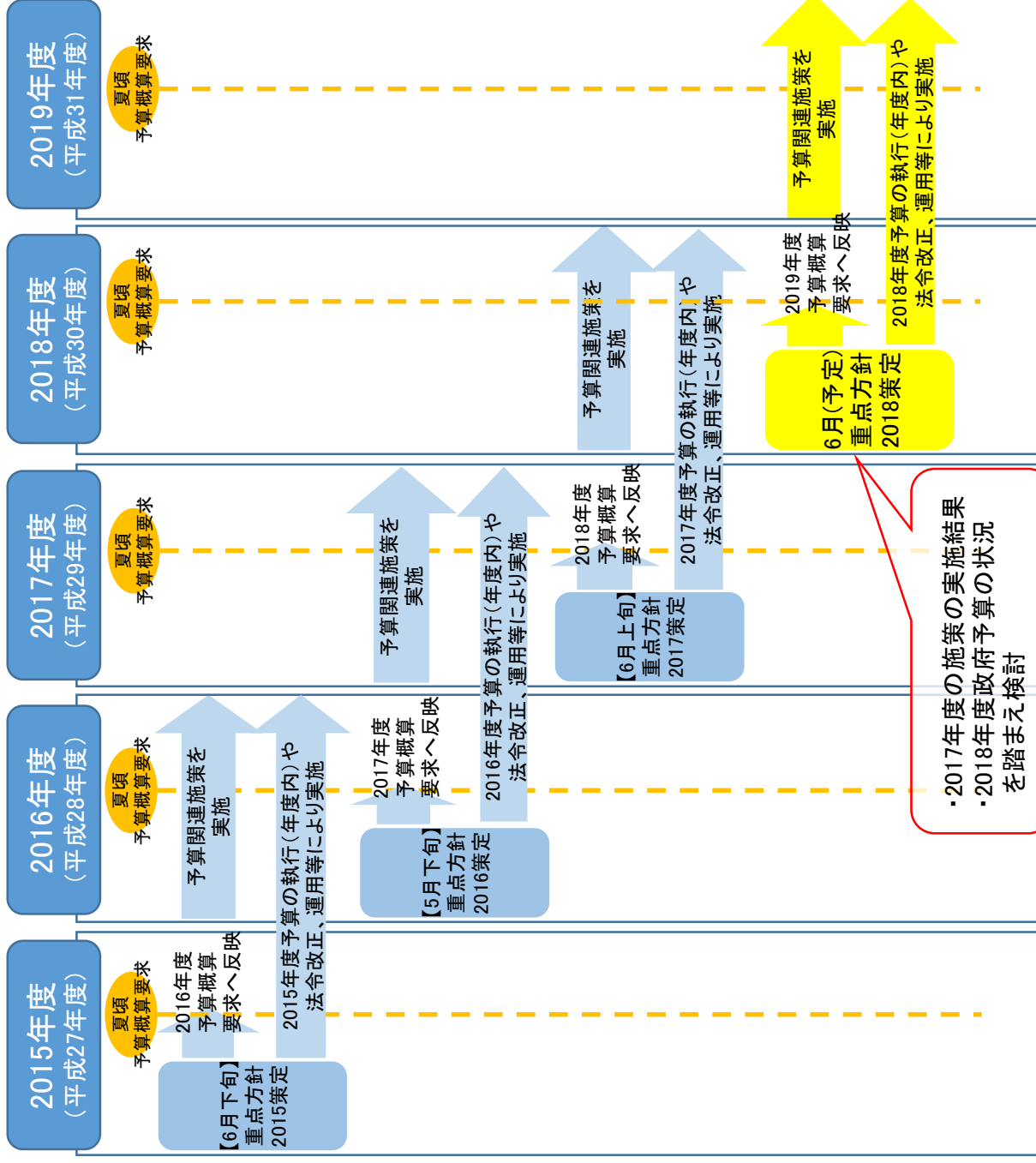
(参考指標)

項 目		計画策定時	最新値	
			男女別数値	男女合計
配偶者暴力防止法の認知度(男女別)		男性 80.1% 女性 82.0% (平成26年)	男性 88.9% 女性 87.3% (平成29年)	88.0% (平成29年)
夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合		66.5%(平手で打つ) 58.2%(なぐるふりをして、おどす) (平成26年)	「平手で打つ」 男性 73.0% 女性 71.9% 「なぐるふりして、おどす」 男性 59.1% 女性 61.8% (平成29年)	「平手で打つ」 72.4% 「なぐるふりして、おどす」 60.5% (平成29年)
配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数		102,963件 (平成26年度)	男性:1,651件 女性:104,716件 (平成28年度)	106,367件 (平成28年度)
警察における配偶者からの暴力事案等相談等件数*		59,072件 (平成26年)	男性:10,496件 女性:59,412件 (平成28年)	69,908件 (平成28年)
地方公共団体から民間シェルターへの財政支援額		177,647,627円 (平成26年度)	—	207,488,402円 (平成28年度)
配偶者暴力防止基本計画を策定している市町村数		786市町村 (平成27年9月)	—	1002市町村 (平成29年10月)
配偶者暴力防止法に基づく一時保護件数		4,366件 (平成25年度)	—	3,722件 (平成27年度)
配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数		3,125件 (平成26年)	—	2,293件 (平成29年)
犯罪件数	強姦の認知件数	1,250件 (平成26年)	—	989件 (平成28年)
	強制わいせつの認知件数	7,400件 (平成26年)	男性 250件 女性 5,938件 (平成28年)	6,188件 (平成28年)
	性的虐待事件の検挙件数	150件 (平成26年)	—	162件 (平成28年)
	児童ポルノ事犯の検挙件数	1,828件 (平成26年)	—	2,097件 (平成28年)
	売春防止法違反検挙件数	817件 (平成26年)	—	570件 (平成28年)
	人身取引事犯の検挙件数	32件 (平成26年)	—	44件 (平成28年)
性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数		7,505人 (平成27年)	—	8,557人 (平成29年)
児童相談所における性的虐待相談対応件数		1,520件 (平成26年度)	—	1,622件 (平成28年度)
婦人相談員の設置数		1,295人 (平成26年度)	—	1,415人 (平成28年度)
都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数		11,289件 (平成26年度)	—	7,526件 (平成28年度)

* 計画策定後、所要の修正を行ったもの

「女性活躍加速のための重点方針」の流れ

第4次男女共同参画基本計画



- ・2017年度の施策の実施結果
- ・2018年度政府予算の状況を踏まえ検討

女性活躍加速のための重点方針2018策定に向けて

平成30年3月20日

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

女性活躍担当大臣

野田 聖子

女性活躍加速のための重点方針2018策定に向けた今後の進め方

第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月 閣議決定）

毎年6月を目途に、男女共同参画会議の意見を踏まえ、女性活躍加速のための重点方針を決定し、各府省の概算要求に反映させる。

今後の進め方

3月 男女共同参画会議（重点方針2018の策定方針の提示）

3～5月 重点方針専門調査会
女性に対する暴力に関する専門調査会

5月下旬 男女共同参画会議（重点方針2018において重点的に取り組むべき事項を意見として取りまとめ）

6月上旬 すべての女性が輝く社会づくり本部（重点方針2018の決定）

第2次安倍内閣発足時からの女性活躍の進捗

第2次安倍内閣以降、女性活躍の取組が急速に拡大。機運が高まり、国内外での連携・共鳴が広がっている。

○第2次安倍内閣以降の取組

- 「日本再興戦略」及びその改訂版に明記
成長戦略の中核に女性の活躍を位置付け（2013年～）
- 「待機児童解消加速化プラン」の策定(2013年)
- 育児休業給付の充実（2014年4月施行）
- 「国際女性会議WAW！」を開催(2014年9月、2015年8月、2016年12月、2017年11月)
- 「女性活躍加速のための重点方針」の策定（2015年～）
女性活躍の加速の観点を、各府省の概算要求等に反映することを
目的として毎年策定
- 第4次男女共同参画基本計画の閣議決定（2015年12月）
男女共同参画・女性活躍推進に係る今後5年間の基本的な方向
などを定めた法定計画
- 国の公共調達においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点
評価する指針の決定（2016年3月）
- 「女性活躍推進法」が完全施行（2016年4月）
- G7伊勢志摩サミット的首脳会合及び全ての関係閣僚会合にお
いて「女性活躍推進」をアジェンダに設定（ジェンダー主流化）
（2016年5月）
- 「子育て安心プラン」の公表（2017年6月）
- 刑法の一部改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）
（2017年7月施行）
- 国家公務員の旧姓使用の拡大（2017年9月）

○内外への影響

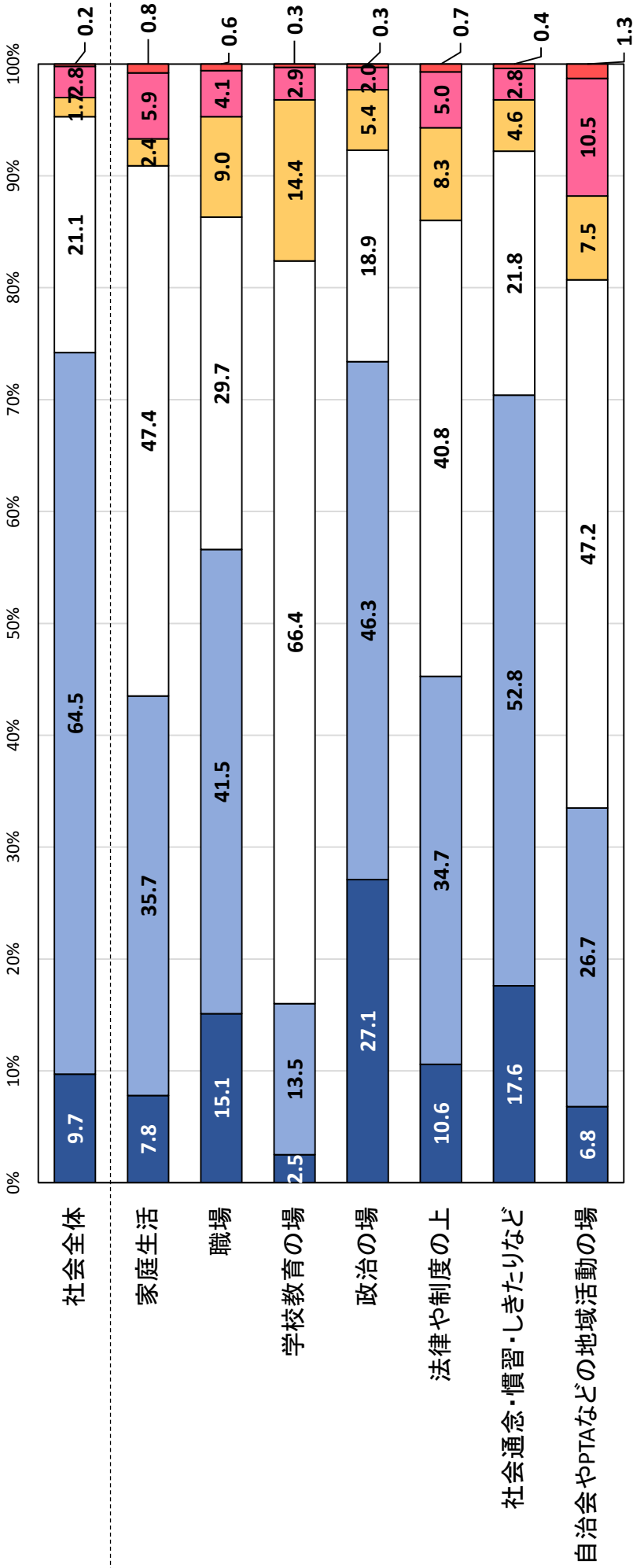
- 女性の就業者数が5年で**201万人**増加（2012～17年）
※就業者数は全体（男性・女性）で251万人増加。また、女性の生産年齢人口は減少して
いるが、女性の就業者数は6年連続で増加。
- 子育て期（25～44歳）の女性の就業率が上昇
67.7%(2012年) ⇒ **74.3%**（2017年）
- 第1子出産前後の妻の継続就業率
これまで4割前後で推移 ⇒ **53.1%**(2010～14年)
- 上場企業の女性役員数が2倍以上に増加
630名(2012年7月) ⇒ **1,510名**（2017年7月）
- 民間企業（100人以上）の役職者に占める女性の割合が上昇
係長級 14.4%（2012年）⇒ **18.4%**（2017年）
課長級 7.9%（2012年）⇒ **10.9%**（2017年）
部長級 4.9%（2012年）⇒ **6.3%**（2017年）
- 国家公務員の各役職段階に占める女性の割合が上昇
・本省課室長相当職 2.7%（2013年1月）⇒ **4.4%**（2017年7月）
・指定職相当 1.6%（2013年1月）⇒ **3.8%**（2017年7月）
- 「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」が行動宣言を公表
（2014年6月）、賛同者も増加
9名(2014年6月) ⇒ **163名**（2018年2月）
- UN Women が、ジェンダー平等を推進する世界の政治的トップ
リーダー10人に安倍総理を、世界のトップ大学10校に名古屋大
学を選出（2015年6月）

◆ 女性活躍は一定の成果が上げられた一方、未だ”男社会”である我が国において、女性が抱える様々な困難や制約は、解決すべき課題として認識されていない

男女共同参画社会に関する現状

「平等」と答えた者の割合が、「社会全体」、「職場」、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」で低くなっている。

【男女の地位の平等感】



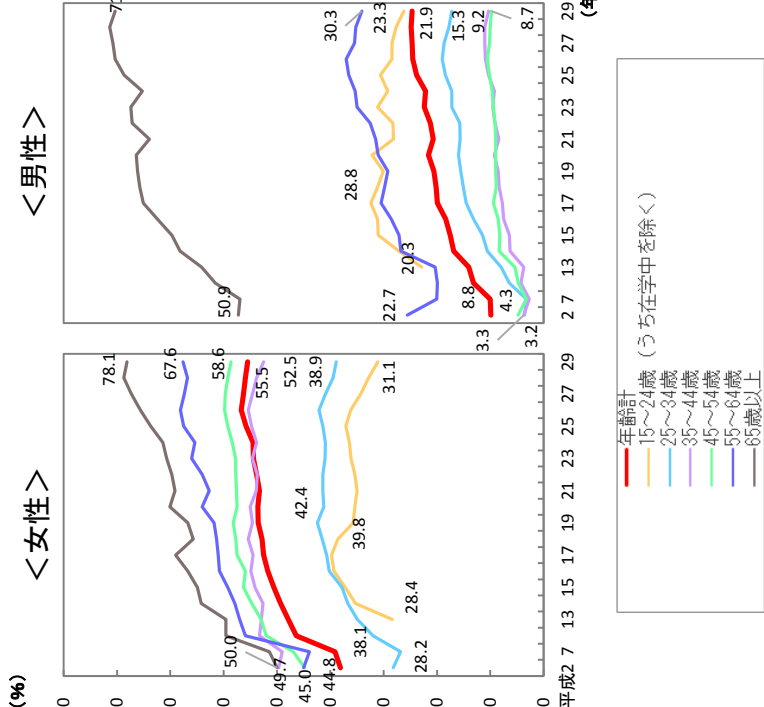
■ 男性の方が非常に優遇されている % □ 平等 %
■ どちらかといえば男性の方が優遇されている % ■ 女性の方が非常に優遇されている %
■ どちらかといえば女性の方が優遇されている % ■ 女性の方が非常に優遇されている %
■ わからない %

女性の非正規雇用者の割合は、近年やや低下傾向にあるものの、男性と比べ高い。

男女間の賃金格差は縮小傾向にはあるが、男性100に対し女性73.4と格差がある（一般労働者）

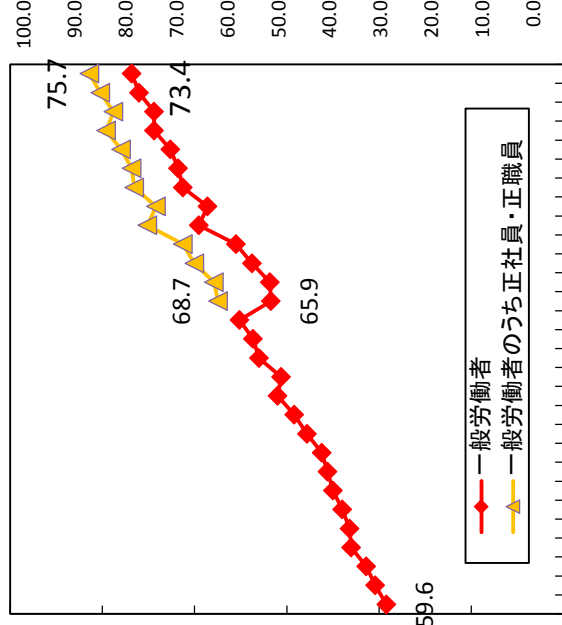
国際的にみると、日本における男女間の賃金格差は大きい。

【年齢階級別非正規雇用者の割合の推移】



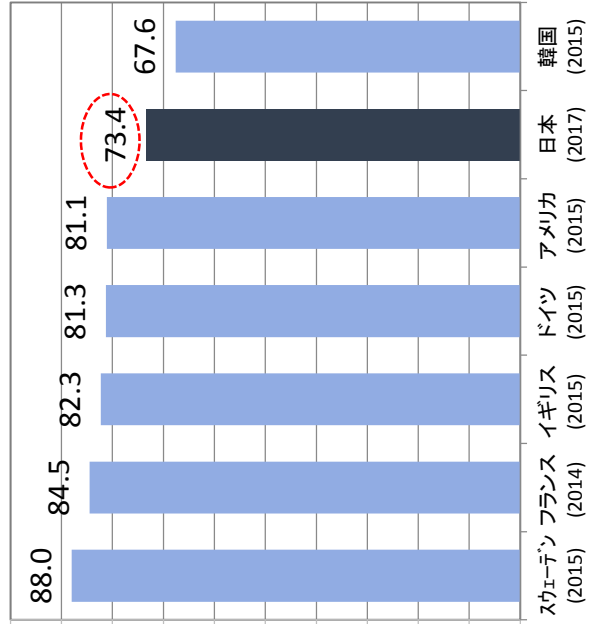
- (備考)
- 平成2年から平成13年までは総務省「労働力調査特別調査」(各年2月)より、14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違する。このため、時系列比較には注意を要する。
 - 「非正規の職員・従業員」は、平成20年までは「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計、21年以降は、新たにこの項目を設けて集計した。
 - 「非正規雇用者の割合」は、「非正規の職員・従業員」/「(正規の職員・従業員)+(非正規の職員・従業員)」×100。
 - 平成23年値は、若手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値。

【男女間賃金格差の推移】



- (備考)
- 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成
 - 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 - 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。平成16年まで「パートタイム労働者」の名称で調査していたが、定義は同じである。
 - 「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。

【男女間賃金格差の国際比較】



資料出所：労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2017」(備考)

- 諸外国のデータは原則、産業計の賃金額より算出。労働者の範囲は国により異なる場合がある。日本は一般労働者(10人以上)の1か月当たり所定内給与額。

困難を抱えた女性、女性に対する暴力に関する現状

母子世帯における就労収入は父子世帯に比較して低い。

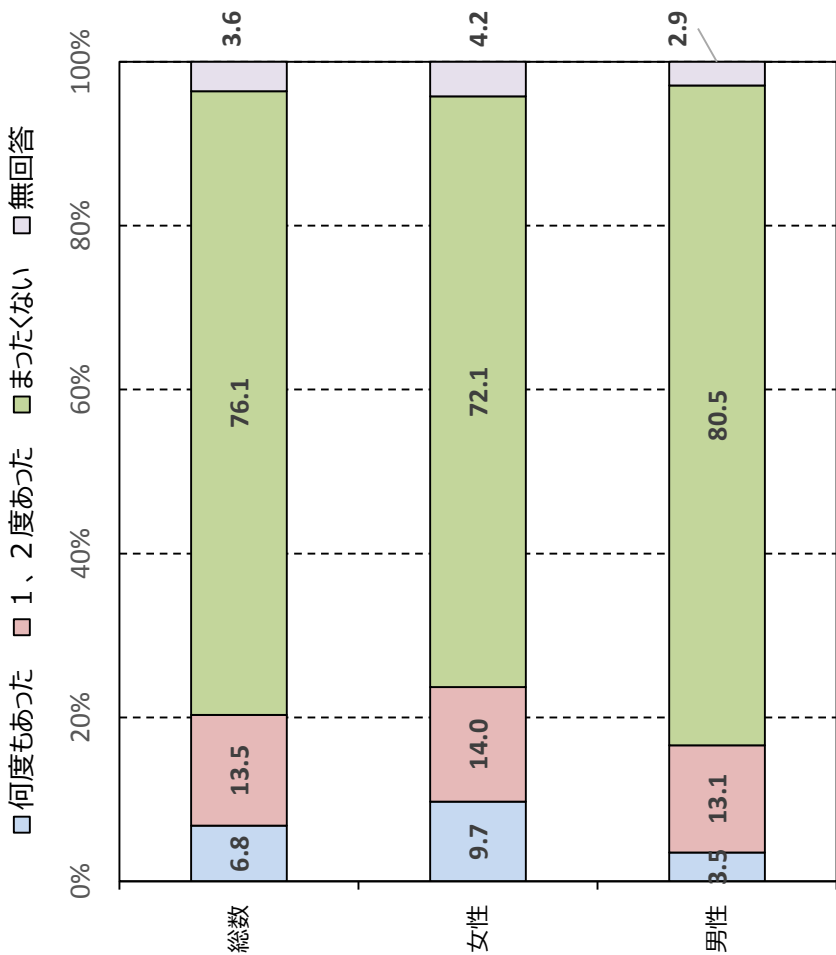
約10人に1人の女性が、配偶者からの暴力を複数回経験している。

【ひとり親世帯の状況】

	母子世帯	父子世帯
世帯数 [推計値]	123.2万世帯	18.7万世帯
就業状況		
就業者のうち正規の職員・従業員	81.8%	85.4%
うち自営業	44.2%	68.2%
うち パート・アルバイト等	3.4%	18.2%
平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	200万円	398万円
離婚した父親又は母親からの養育費の受給状況「現在も受けている」	24.3%	3.2%

(出典) 厚生労働省平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果
※「平均年間就労収入」は平成27年の1年間の収入。
※集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答（無記入や誤記入等）がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値（比率）を表している。

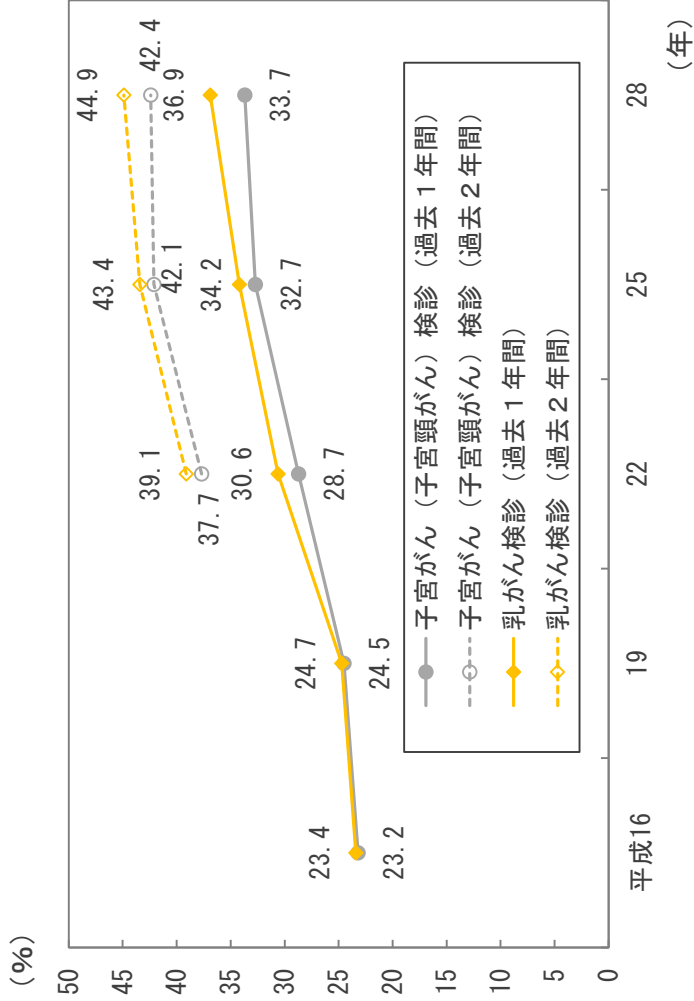
【「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことがあると答えた割合】



(出典) 内閣府「平成26年度男女間における暴力に関する調査」
※配偶者：婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者（離別・死別した相手、事実婚を解消した相手）を含む。

子宮がん、乳がん検診の受診率は未だ低い。
(目標値は、いずれも50%)

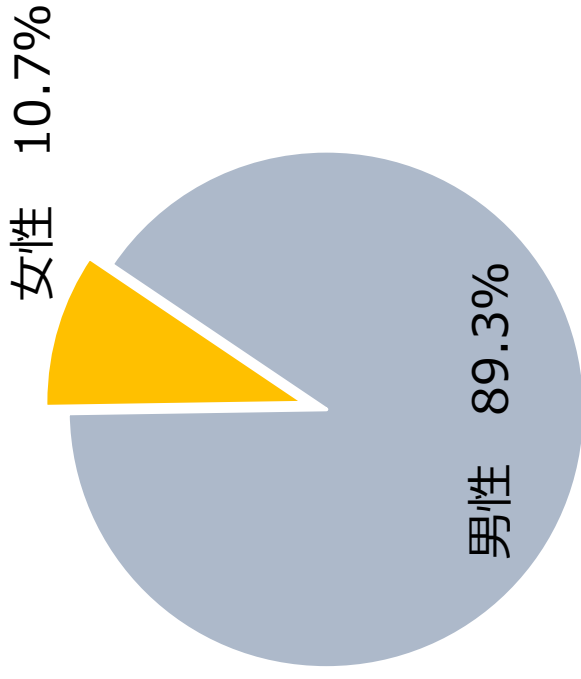
【子宮がん（子宮頸がん）、乳がん検診の受診率の推移】



- (備考)
- 厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。
 - 子宮がん検診については、平成22年までは「子宮がん検診」、25年は「子宮がん（子宮頸がん）検診」として調査。
 - 受診率は、「検診受診者数」/「対象年齢の世帯人員数（入院者除く。）」×100により算出。なお、対象年齢は、「子宮がん（子宮頸がん）検診」が20～69歳、「乳がん検診」が40～69歳。

スポーツ団体における女性役職員比率は10.7%。

【スポーツ団体における女性役職員の比率】



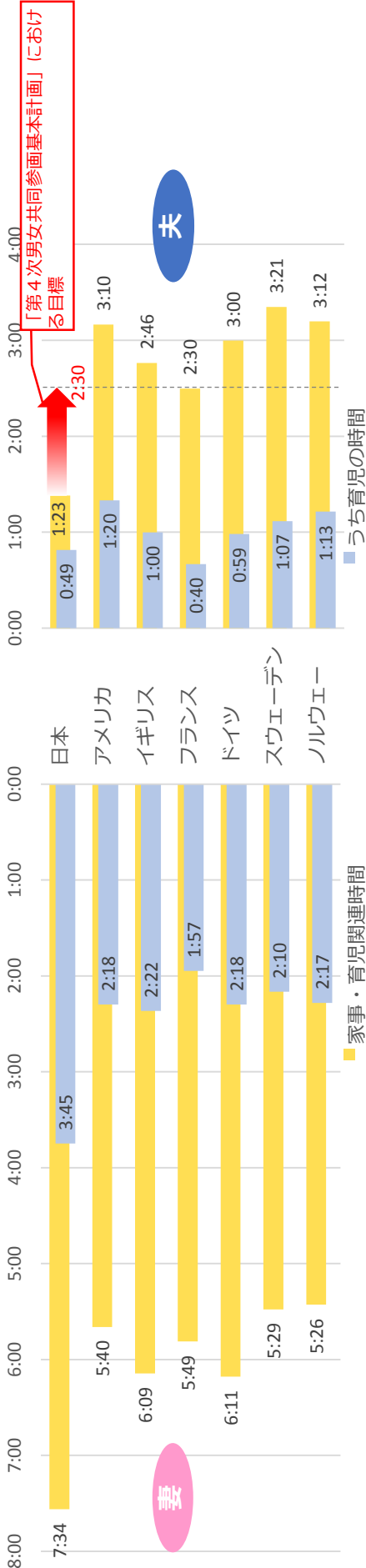
(備考)

- 出典 日本体育協会「女性の政策・方針決定過程への参画状況調べ」
- 平成29年（8月）現在
- 回答団体数 119団体
- 総役員数 3,129名
- 女性役員数 336名

男性の家事・育児等への参画における現状

6歳未満の子供を持つ我が国の男性が家事・育児等に関わる時間は、諸外国に比べて短時間

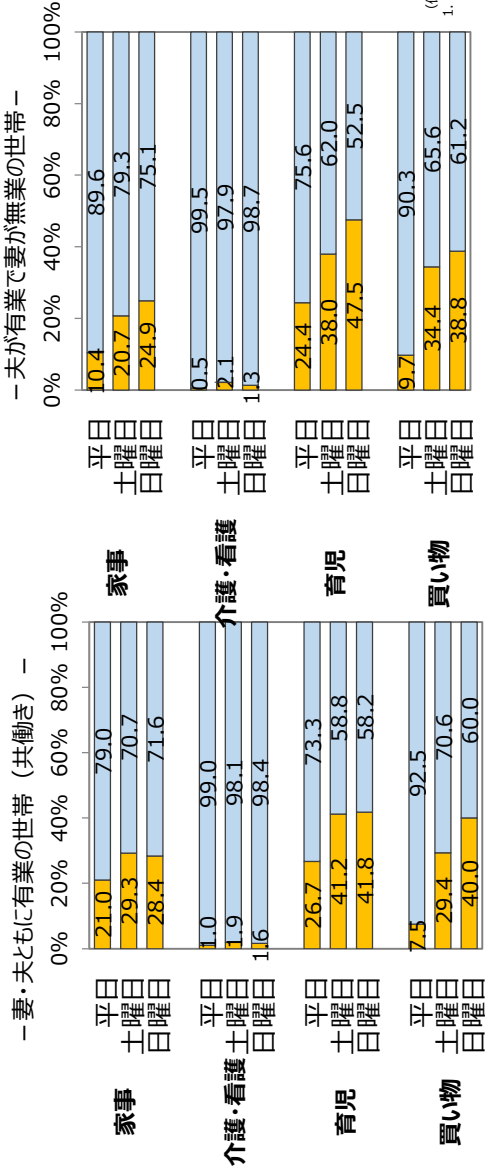
【6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間（週全体1日当たり）】



※「第4次男女共同参画基本計画」における2020年の6歳未満の子供を持つ夫婦の育児・家事関連時間は2時間30分が目標。
総務省「平成28年社会生活基本調査」、Bureau of Labor Statistics of U.S. “American Time Use Survey” (2016)及びEurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004) より作成。

6歳未満の子供を持つ共働き世帯でも、家事・育児に関わっていない男性が大半

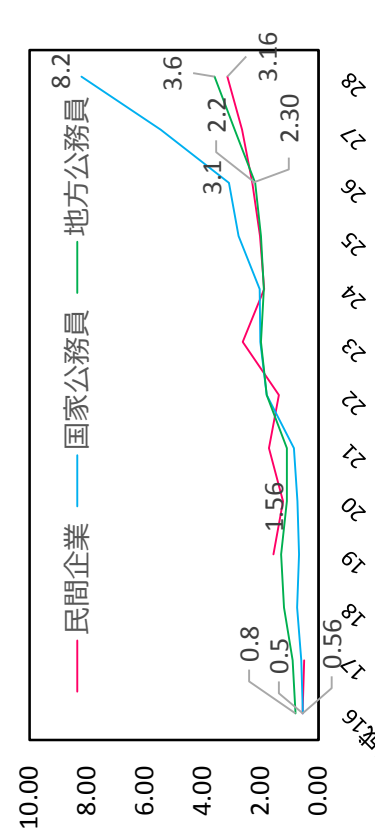
【6歳未満の子供をもつ夫の家事関連の行動者率（曜日別週平均）】



(備考)
1. 総務省「社会生活基本調査」(2016)より作成。
2. 数値は「夫婦と子供の世帯」における6歳未満の子供をもつ夫の1日当たりの家事関連の行動者率。
※行動者率…該当する種類の行動をした人の割合(%) ※非行動者率…100%-行動者率で算出している。
注) 社会生活基本調査においては、15分単位で行動を報告することになっているため、短時間の行動は報告されない可能性のあることに留意が必要。

育児休業取得率は、民間企業、国家公務員、地方公務員ともに上昇傾向にあるが、依然として低水準。

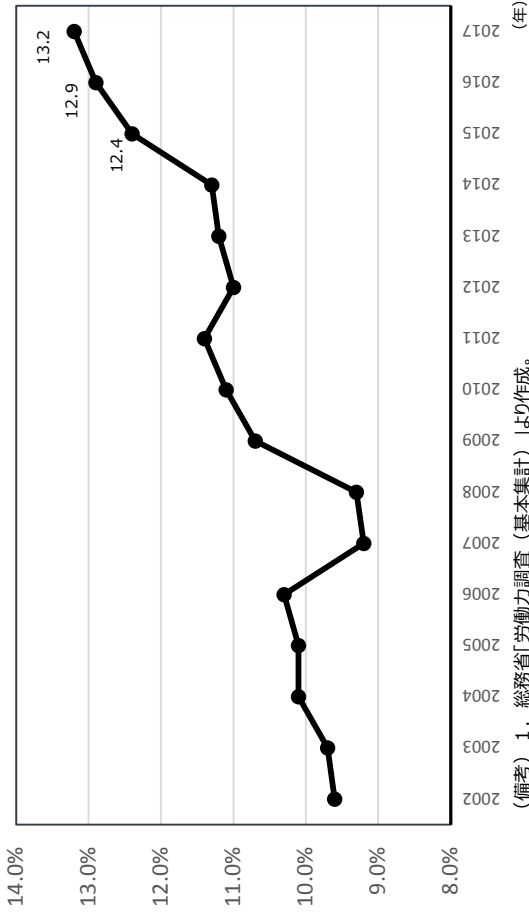
【男性の育児休業取得率の推移】



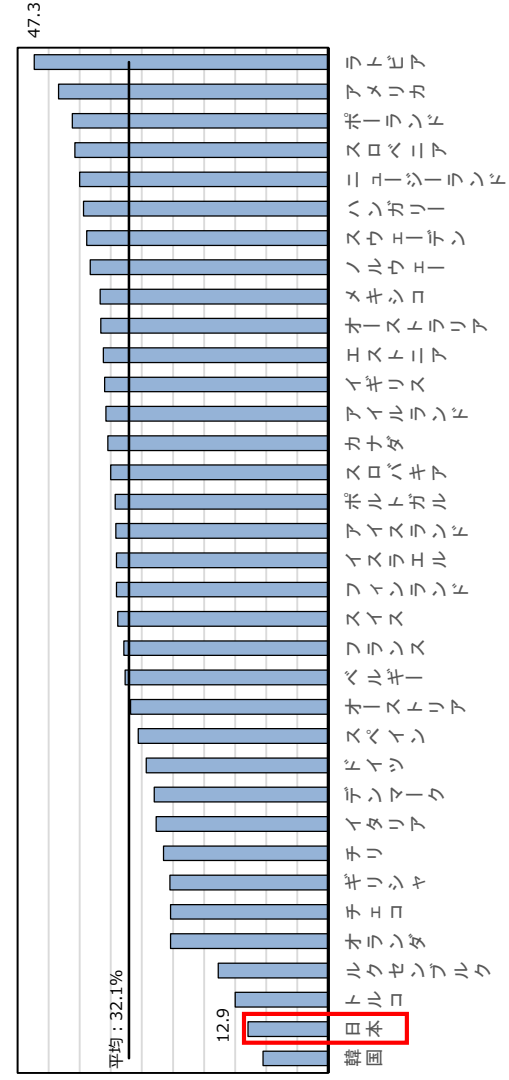
(備考)
1. 国家公務員は、平成21年度までは総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップ」、22年度から24年度は「女性国家公務員の雇用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、25年度は内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の雇用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、26年度から28年度は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の雇用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より作成。
2. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。
3. 育児休業取得率の算出方法は、当該年度中に子を出産した者の数に対する当該年度中に新たに育児休業を取得した者（前年度の育児休業者を除く）の数の割合。
4. 東日本大震災のため、国家公務員の22年度値は、調査の実施が困難な官署に在勤する職員（850人）を除く。地方公務員の22年度値は、岩手県の1市1町、宮城県の1町を除く。

経済分野における女性活躍の現状

● 管理的職業従事者に占める女性割合の推移（日本）

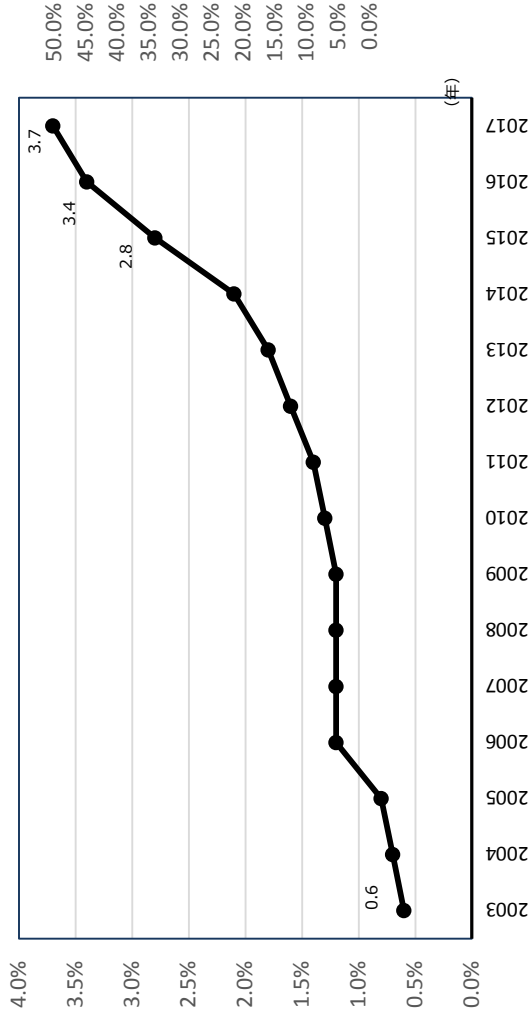


● 管理的職業従事者に占める女性割合（OECD諸国）

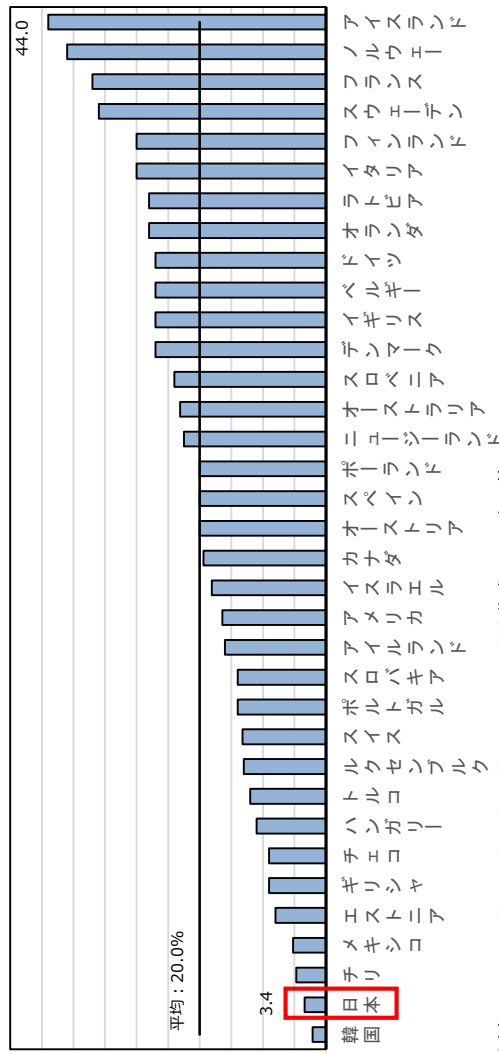


(備考) ILO「TLOSTAT」より作成。ニュージーランドは2008年、アメリカは2013年、カナダは2014年、韓国は2015年、トルコ、チリ、スペイン、スイス、ポルトガル、メキシコ、ノルウェー及びスウェーデンは2017年、その他の国は2016年の値。

● 上場企業役員に占める女性割合（OECD諸国）



● 上場企業役員に占める女性割合の推移（日本）



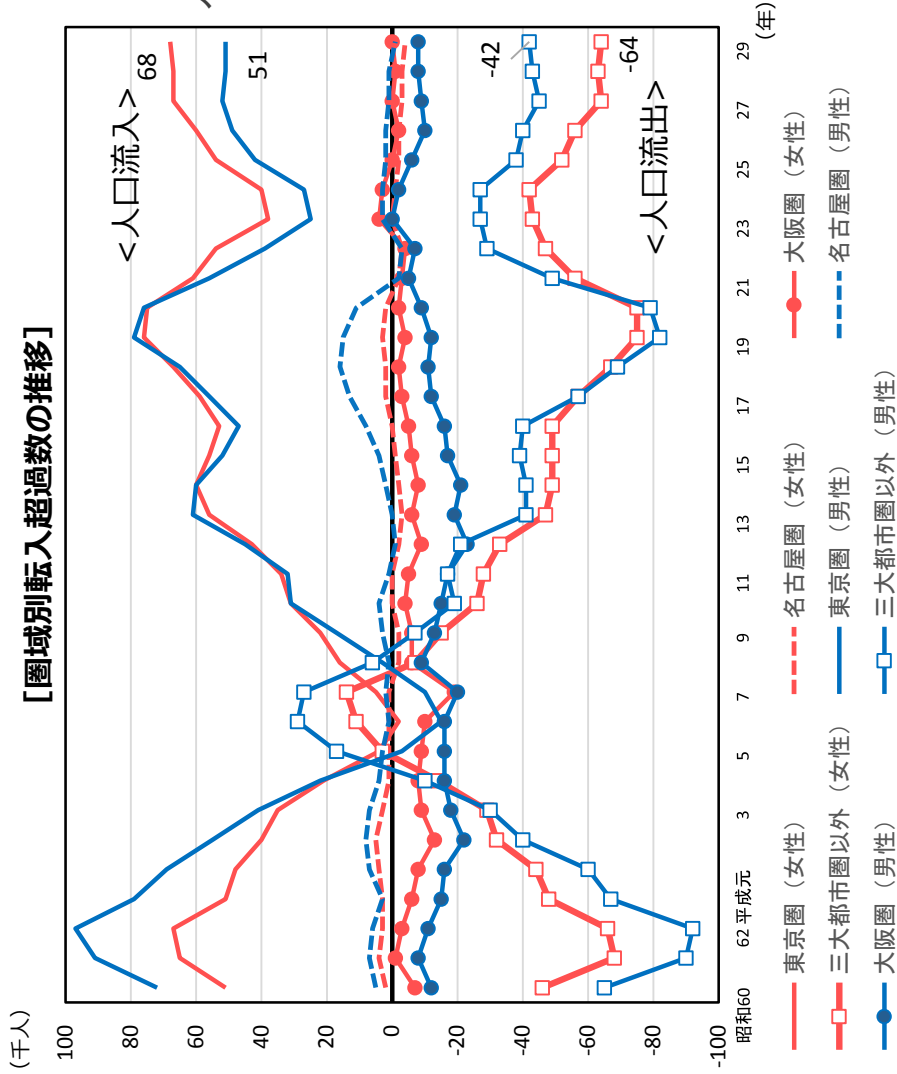
(備考) 1. OECD「Social and Welfare Statistics」より作成。2016年の値。

2. EU、アイスランド、ノルウェー及びトルコは、各国の優良企業銘柄50社が対象。他の国はMSCI ACWI、World、EAFE、Emerging Markets index構成銘柄及び大型、中型銘柄の企業が対象。

圏域別転入超過数の推移、女性研究者の現状

三大都市圏以外からの人口流出は、女性の方が男性よりも多い（男性の約1.5倍）ことが最近の特徴

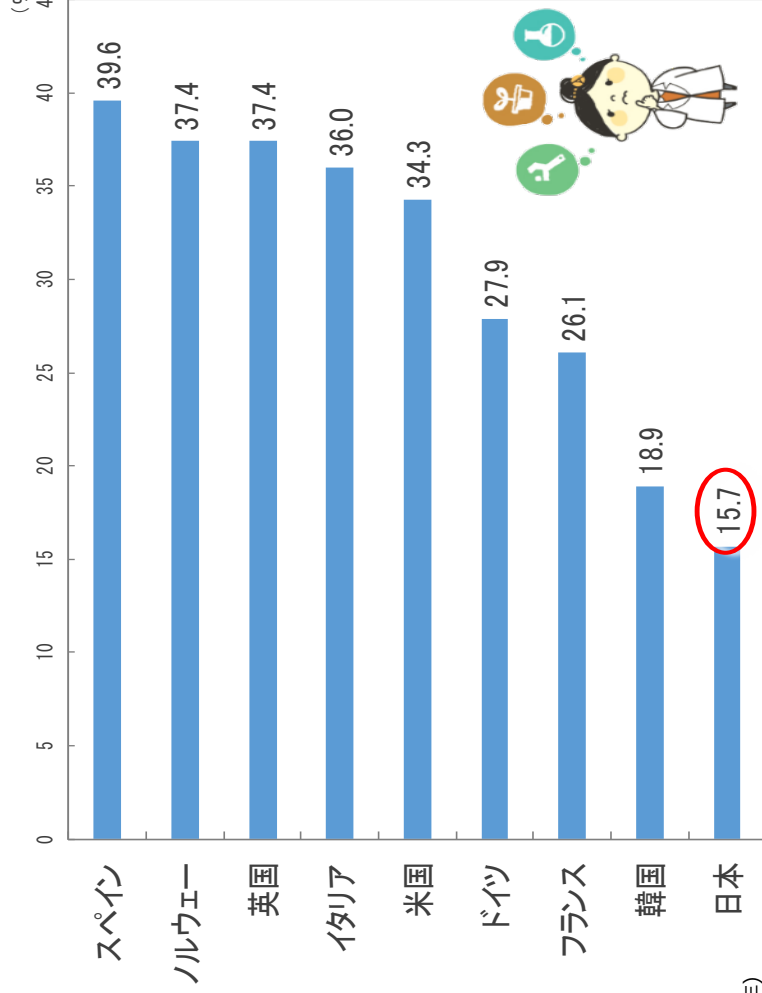
【圏域別転入超過数の推移】



- (備考)
- 総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成。
 - 日本人移動者の値。
 - 圏域は、以下のとおり分類している。
東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県
大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
三大都市圏以外：東京圏、名古屋圏及び大阪圏に含まれない道県

研究者に占める女性の割合は、他の先進諸国と比べて低い

【諸外国の研究者に占める女性割合】



(備考)

- 総務省「科学技術研究調査」、OECD「Main Science and Technology Indicators」、米国立科学財団(National Science Foundation: NSF)「Science and Engineering Indicators 2016」より作成。
- 日本の数値は、2017（平成29）年の値。韓国は2015（平成27）年値、ドイツは2013（平成25）年値。その他の国は2014（平成26）年値。推定値及び暫定値を含む。
- 米国の数値は、雇用されている科学者（Scientists）における女性割合（人文科学の一部及び社会科学を含む）。技術者（Engineers）を含んだ場合、全体に占める女性科学者・技術者割合は29.0%。

★女性が抱える問題を直視し、正面から取り組むフェアネスの高い社会を構築し、女性の能力の最大限の発揮を目指す。

★少子化・人口減少社会を迎え、「生産性向上・経済成長」の切り札として女性活躍を推進。

暮らし

○女性の健康支援

例) 乳がん等を含むがん検診の更なる普及、産後うつ、女性の更年期への対策支援の促進、低用量ピルの活用等を含む女性の健康保持への理解促進、不妊治療への支援

○ひとり親家庭の支援

例) 養育費の支払いの履行確保

○若年女性が妊娠した際の支援

例) 若年女性の妊娠時における学業との両立支援

○性犯罪・性暴力被害者支援、女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

例) 若年層を対象とした性犯罪の根絶、社会の変化に見合った婦人保護事業の見直し、加害者対応を含むDV対策の推進

○スポーツ分野での支援

例) スポーツ団体の役員への女性登用の促進、女性のスポーツの実施率向上に向けた意識啓発や女性アスリートが健康に競技を行うための支援

社会経済活動

○経済分野における一層の女性活躍

例) リケジョ育成、アンコンシヤス・バイアスへの対応、ESG投資等を通じた女性活躍情報の「見える化」の徹底

○働き方改革と生産性・豊かさの向上

例) 同一労働同一賃金の実現、非正規の処遇改善、テレワーク、フレックスタイム制などの環境整備、リカレント教育の推進

○地方における女性活躍の推進

例) 地方公務員の働き方改革など女性活躍の推進

地方における起業支援、中小企業の取組支援

○男性の家事・育児等の参画促進

例) 男性の育休取得促進、男性が家事・育児に参画することを応援する官民連携した世論形成

基盤整備

○待機児童の解消（保育士の処遇改善等）

○働く意欲を阻害しない制度等の在り方の引き続きの検討

これまでの女性活躍加速のための重点方針に記載された主な取組の現状

あらゆる分野における女性の活躍

<制度等>

- 女性活躍推進法の成立（28年4月完全施行）
- 公共調達の取組指針に基づく加点評価の取組を開始（28年度～）
→国の全26機関が28年度中に取組開始（これまでに19機関が全面実施）
- 地域女性活躍推進交付金の創設（29年度）
- いわゆるマタハラ防止のための男女雇用機会均等法等改正（29年1月施行）
- 保育所に入れない場合等の育児休業期間の延長等を盛り込んだ育児・介護休業法改正（29年10月施行）
- 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」の策定・同指針を踏まえた取組計画に基づく施策の推進
- 「第5期科学技術基本計画」に基づく女性の活躍促進に向けた施策の推進
- 出生時両立支援助成金の創設（28年度）

<事業展開>

- 政治分野・経済分野における「見える化」の促進
- WAW（国際女性会議）の開催（26年～4回開催）
- 理工系女子応援ネットワークの構築（30年1月；172団体）
→夏のリジョナレ（29年度実績；125団体186イベント実施 約23,000名参加）
- 役員候補となる女性リーダー育成研修の実施（29年度～）
- 女性の起業に対する支援の強化
→女性起業家等支援ネットワークの構築（28年度～）
→女性起業家に対する相談会や企業とのマッチング等の支援
- 「“おとう飯”始めよう」キャンペーンなど男性の家事・育児の参画促進
- さんきゅうパパプロジェクト
→男性配偶者の出産直後の休暇取得率 55.9%
- 女性活躍に取り組む農業経営体の認定
→3年間で102経営体を認定
- 農業女子プロジェクトの推進（25年～）
→企業等とコラボし広く情報発信（農業女子メンバ-662名、参画企業等34社・4校）

女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

- 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等と内容とする刑法の一部改正（29年7月施行）
- 性犯罪・性暴力被害者支援交付金の創設（29年度）
→性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを41都道府県に設置済（30年2月現在）
- 性犯罪被害相談電話番号の全国統一化（29年8月～）
- 若年者を対象とした性的な暴力の根絶に向けた取組の推進
- ひとり親・多子世帯応援プロジェクトの開始（27年度～）

女性の活躍を支える基盤整備

- 保育の受け皿確保に向けた取組
→「子育て安心プラン」を前倒し、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を行う（新しい経済政策パッケージ 29年12月）
- マイナバンカード、パスポートにおける旧姓併記の推進
- 液体ミルクの普及に向けて、食品衛生法に基づく規格基準の設定に向けた取組の加速
- 男女共同参画、女性活躍に係る褒章分野の新設（29年度）

第4次男女共同参画基本計画 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本的考え方

- 女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、その予防と被害回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題である。
- インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、一層多様化する暴力に対して、迅速かつ的確に対応することが必要である。
- 被害者支援にあたっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠である。

施策の実施

具体的な取組（主なもの）

1. 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ・ 女性に対する暴力の実態を的確に把握できるデータの在り方の検討
- ・ 広報・周知の充実
- ・ 支援に携わる職務関係者に対する研修等の充実

2. 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ・ 被害者への支援の拡充
- ・ 関係機関・民間団体等との連携協力の推進
- ・ **地域社会内での加害者更生プログラム**の今後の在り方の検討
- ・ 改正配偶者暴力防止法の施行状況を踏まえた今後の在り方の検討
- ・ **婦人保護事業の在り方の検討**

3. ストーカー事案への対策の推進

- ・ 被害者の支援ニーズに応じた、切れ目のない被害者支援の推進
- ・ 「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施
- ・ ストーカー加害者更生に関する取組の実施

4. 性犯罪への対策の推進

- ・ 刑法改正法附則に基づいた性犯罪に関する各種施策の在り方の3年後検討に向けた調査等の実施
- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進及び運営の安定化
- ・ 犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の充実化
- ・ 薬物やアルコールを使用した性犯罪・性暴力に関する広報啓発をはじめとする適切な対応

5. 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進 （若年層を対象とした性的な暴力の根絶）

- ・ いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等の根絶に向けた施策の総合的な推進
- ・ 若年層の性的搾取に係る相談支援の在り方の検討
- ・ 若年被害女性等に対する居場所の確保及びアブローチの仕組みに関する検討

6. 売買春への対策の推進

- ・ 関係法令の厳正な運用と取締りの強化
- ・ 売買春からの女性の保護と社会復帰支援の充実

7. 人身取引対策の推進

- ・ 「人身取引対策行動計画2014」に基づく人身取引の防止・撲滅と被害者保護のための効果的な取組の推進

8. セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- ・ 相談体制の整備など雇用・教育・研究・医療・スポーツ分野等の場における防止対策の推進

9. メディアにおける性・暴力表現への対応

- ・ メディアリテラシー向上のための取組の促進
- ・ 自主規制等の取組の推進

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組

ワンストップ支援センターの設置促進

性犯罪・性暴力の被害者をワンストップで支援（被害直後からの総合的な支援）

第4次男女共同参画基本計画の成果目標

平成32年までに各都道府県に最低1か所

- ◆ 平成27年11月：25都道府県
- ◆ 平成29年4月：38都道府県
- ◆ **平成30年3月：42都道府県**

【未設置県：山梨、静岡、奈良、愛媛、高知】

【**犯性罪・性暴力被害者支援交付金（内閣府）**】

平成29年度予算 約1.63億円
平成30年度予算案 約1.87億円（+2,400万）

⇒ **全国的な設置促進と安定的運営**

- ◆ 交付先：都道府県
- ◆ 交付経費：都道府県が負担した「相談センターの運営に要する経費等」、「被害者の医療費等」等

AV出演強要問題、JKビジネス問題

若年層を狙った性的な暴力は重大な人権侵害、新生活が始まる4月は対策の要

【AVJK問題の取組経緯】

- ◆ 29年3月、女性に対する暴力専門調査会において「若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題」を報告
- ◆ 同年4月、「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」実施
- ◆ 同年5月、関係府省対策会議において「今後の対策」をとりまとめ
→ **フォローアップ作業中**
- ◆ 30年4月、昨年に引き続き「集中月間」を実施し、社会を挙げた取組を一層推進

被害防止月間中の取組状況（H29.4）



【渋谷駅周辺のキャンペーン】

【都内大学でのシンポジウム】

女性に対するあらゆる暴力の根絶

平成30年3月

内閣府男女共同参画局

1 性犯罪への対策の推進（性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等）

第4次男女共同参画

基本計画

（平成27年12月閣議決定）

- ワンストップ支援センターの設置促進
- 診断・治療等に関する支援の充実
- 専門家の養成、関係者等の連携

【成果目標】

- ワンストップ支援センターの設置数
H27.11時点25か所
⇒H32までに、各都道府県に最低1か所

女性活躍加速のための

重点方針2017

（平成29年6月策定）

- ◆性犯罪・性暴力被害者支援交付金を活用したワンストップ支援センターの設置促進と運営の安定化
（29年度予算（新規）：1.6億円）
⇒全国42か所42都道府県（H30.3）

- ◆性犯罪・性暴力被害者支援関係者対象の研修

今後の取組

- 性犯罪・性暴力被害者支援交付金を活用したワンストップ支援センターの設置促進と運営の安定化
（30年度予算（継続）1.9億円）
《交付対象（新規・拡充項目）》
 - ・関係機関との連携強化及び被害者の法的支援に要する経費を対象に追加
 - ・広報啓発等に要する経費を拡充→設置目標を前倒しし、平成30年度中の達成を目指す。
- 性犯罪・性暴力被害者支援関係者対象の研修
- 薬物・アルコールを使用した性犯罪・性暴力に関する広報啓発をはじめとした適切な対応（啓発ウェブサイトの開設等）

1 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとは

ワンストップ支援センター設置の目的

性犯罪・性暴力被害者に対して、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法律的支援等）を 可能な限り一か所で提供 することにより、被害者の心身の負担軽減、健康回復、警察への届出促進、被害の潜在化防止を図る。

ワンストップ支援センターにおける主な支援対象

強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む。）の被害に遭ってから概ね 1～2週間程度の急性期の被害者

- ・ 警察への届出の有無に関わらない。
- ・ 可能な限り子どもも対象とする。
- ・ 上記以外の被害者から相談を受けた場合には、必要な支援を提供可能な関係機関・団体等に関する情報提供などを行う。

ワンストップ支援センターの核となる機能（主な支援内容）

- 支援のコーディネート・相談
 - ・ 電話や来所による相談
 - ・ 被害者の状態・ニーズを把握する。
 - ・ 支援の選択肢を示す
 - ・ 必要な支援を行っている関係機関・団体（警察、精神科医・臨床心理士・カウンセラー、弁護士・法テラス、男女共同参画センター、婦人相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、検察庁等）に確実につなぐ。
- 産婦人科医療（救急医療・継続的な医療・証拠採取等）

2 ワンストップ支援センターの開設・運営に必要なこと

- 産婦人科を有する病院の確保
- 関係機関・団体等とのネットワーク構築
- 具体的連携に関する合意形成
- 人員・体制の確保
- マニュアル・業務に必要な各種書類等の整備
- 情報管理体制の整備
- 広報
- 研修の実施
- 支援者、医師・看護師等のメンタルケア

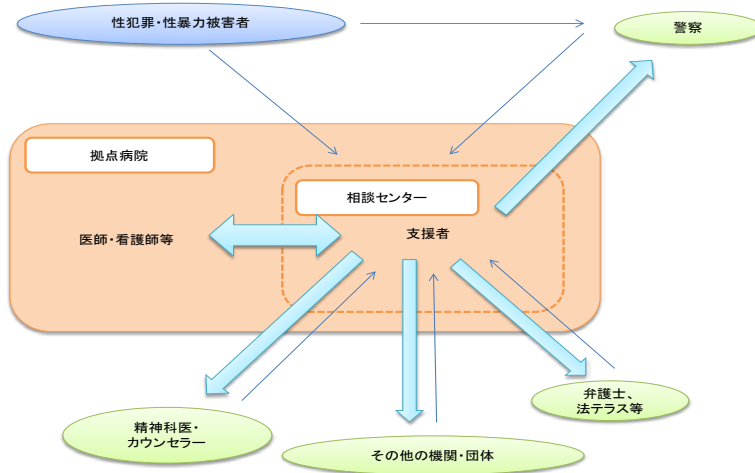
開設・運営の経費

- 相談・コーディネート業務のために必要な経費
- 産婦人科医療における支援業務のために必要な経費

3 ワンストップ支援センターの形態

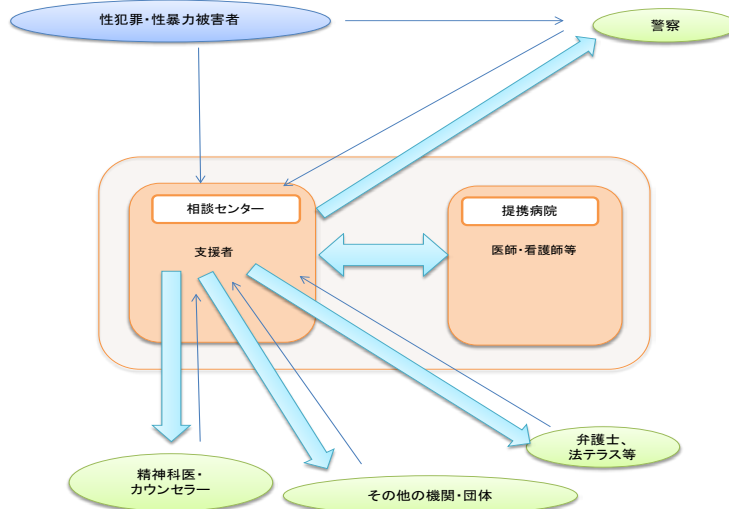
病院拠点型

※ 7 / 42 か所 (H30.3 月時点)



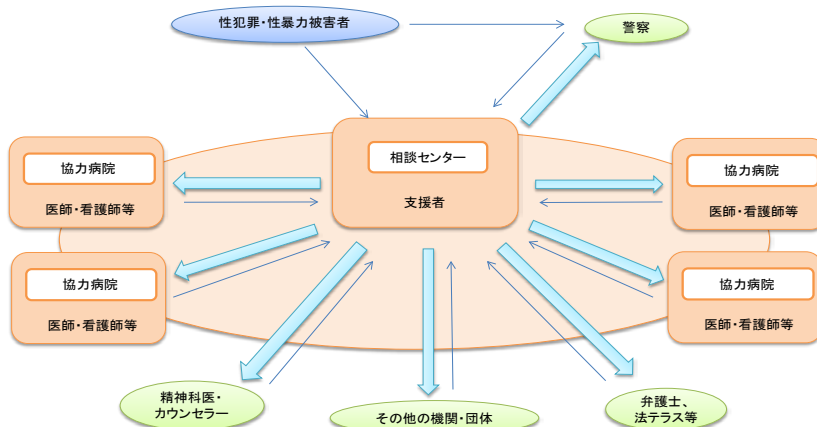
相談センター拠点型

※ 4 / 42 か所 (H30.3 月時点)



相談センターを中心とした連携型

※ 31 / 42 か所 (H30.3 月時点)



性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引
～地域における性犯罪・性暴力被害者支援の一層の充実のために～

行政が関与する「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」一覧

(平成30年3月1日現在:42都道府県に42か所)
内閣府男女共同参画局

番号	地方公共団体名	ワンストップ支援センターの名称（愛称）	形態 (注)	ワンストップ支援 開始年月日
1	北海道・札幌市	性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH さくらこ）	連携	H24.10.1
2	青森県	あおもり性暴力被害者支援センター	連携	H29.4.1
3	岩手県	はまなすサポート	連携	H29.10.1
4	宮城県	性暴力被害相談支援センター宮城	連携	H26.4.1
5	秋田県	あきた性暴力被害者サポートセンター（ほっとハートあきた）	連携	H29.10.2
6	山形県	やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサボやまがた）	連携	H28.4.25
7	福島県	性暴力等被害救援協力機関「SACRAふくしま」	連携	H25.4.1
8	茨城県	性暴力被害者サポートネットワーク茨城	連携	H27.11.4
9	栃木県	どちぎ性暴力被害者サポートセンター（どちエール）	病院	H27.7.1
10	群馬県	群馬県性暴力被害者サポートセンター（Saveぐんま）	相談	H27.6.25
11	埼玉県	彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター （性暴力等犯罪被害専用相談電話アイリスホットライン）	連携	H25.9.4
12	千葉県・千葉市	千葉性暴力被害支援センター ちさと 千葉犯罪被害者支援センター	連携 ※H29.10.1 体制変更	H26.7.1 H27.7.15
13	東京都	東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業センター （性暴力救援ダイヤルNaNa）	相談	※SAPC東京H24.6.1開設
14	神奈川県	かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（かならいん） かながわ犯罪被害者サポートステーション	連携	H24.2.1 ※29.8.1 体制変更
15	新潟県	性暴力被害者支援センターにいがた	連携	H28.12.1
16	富山県	性暴力被害ワンストップ支援センターとやま	連携	H30.3.1
17	石川県	いしかわ性暴力被害者支援センター（バーブルサポートいしかわ）	連携	H29.10.2
18	福井県	性暴力救済センター・ふくい「ひなざく」	病院	H26.4.1
19	長野県	長野県性暴力被害者支援センター（りんどうハートながの）	連携	H28.7.27
20	岐阜県	ぎふ性暴力被害者支援センター	相談	H27.10.15
21	愛知県	ハートフルステーション・あいち	病院	H22.7.26

番号	地方公共団体名	ワンストップ支援センターの名称（愛称）	形態 (注)	ワンストップ支援 開始年月日
22	三重県	みえ性暴力被害者支援センター よりこ	連携	H27.6.1
23	滋賀県	性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO）	病院	H26.4.1
24	京都府	京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター （京都SARA（サラ））	連携	H27.8.10
25	大阪府	性暴力救援センター・大阪 SACHICO	病院	H22.4.1
26	兵庫県	ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」	連携	H29.4.1
27	和歌山県	性暴力救援センター和歌山（わかやまmine）	病院	H25.7.16
28	鳥取県	性暴力被害者支援センターとっとり （グローバーとっとり）	連携	H29.1.13
29	鳥取県	性暴力被害者支援センター たんぽぽ	連携	H27.3.23
30	岡山県・岡山市	被害者サポートセンターおかやま （性犯罪被害者等支援センターおかやま）	連携	H25.1.28
31	広島県	性被害ワンストップセンターひろしま	連携	H28.8.30
32	山口県	性暴力被害者支援システム「あさがお」	連携	H29.1.23
33	徳島県	性暴力被害者支援センター 「よりそいの橋 とくしま」(中央・南部・西部)	連携	H28.7.1
34	香川県	性暴力被害者支援センター（オリーブかがわ）	連携	H29.4.1
35	福岡県・福岡市・ 北九州市	性暴力被害者支援センター・ふくおか	連携	H25.7.30
36	佐賀県	性暴力救援センター・さが（さがmirai）	病院	H24.7.2
37	長崎県	性暴力被害者支援「サポートながさき」	連携	H28.4.1
38	熊本県	性暴力被害者のためのサポートセンター（ゆあさいどくまもと）	連携	H27.6.1
39	大分県	おおいた性暴力救援センター（すみれ）	相談	H28.4.1
40	宮崎県	性暴力被害者支援センター（さぽーとねっと宮崎）	連携	H28.7.1
41	鹿児島県	性暴力被害者サポートネットワークかごしま（FLOWER）	連携	H28.2.10
42	沖縄県	沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター	連携	H27.2.2

(注) 形態の凡例(病院:病院拠点型(7)、相談:相談センター拠点型(4)、連携:相談センターを中心とした連携型(3))

未設置県 平成30年度設置予定：山梨県、静岡県、奈良県、高知県、愛媛県

24時間365日運営:11都府県(網掛け)

性犯罪・性暴力被害者支援交付金

《内閣府男女共同参画局》 平成30年度予算額(案) 187百万円
(平成29年度予算額 163百万円)

目的

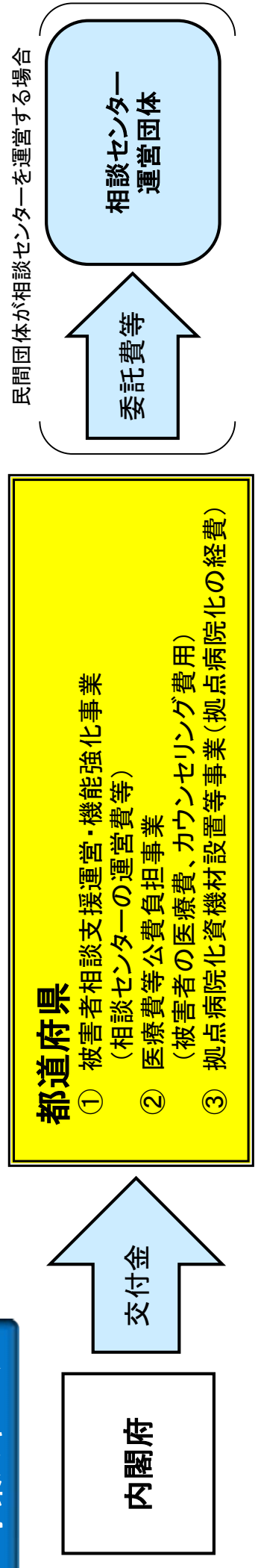
- 政府では、行政が関与する「性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター」(以下「支援センター」という。)の設置を促進しており、第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、平成32年までに各都道府県に最低1か所の成果目標を設定している。(H30. 3. 1現在 42都道府県)
- 本交付金は、支援センターの早期設置及び運営の安定化を図るため、都道府県による支援センターの整備等に係る取組を支援し、被害者支援に係る取組の充実を図ることを目的とする。

概要

- ◆ 交付先 : 都道府県
- ◆ 対象経費 : 都道府県が負担した ①相談センターの運営費等※、②被害者の医療費等、③拠点病院化の経費
※【新】関係機関との連携強化に要する経費、被害者の法的支援に要する経費を対象に追加
- ◆ 交付率 : 対象経費の1/2(「被害者の医療費等」は1/3)
- ◆ その他 : 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先(本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

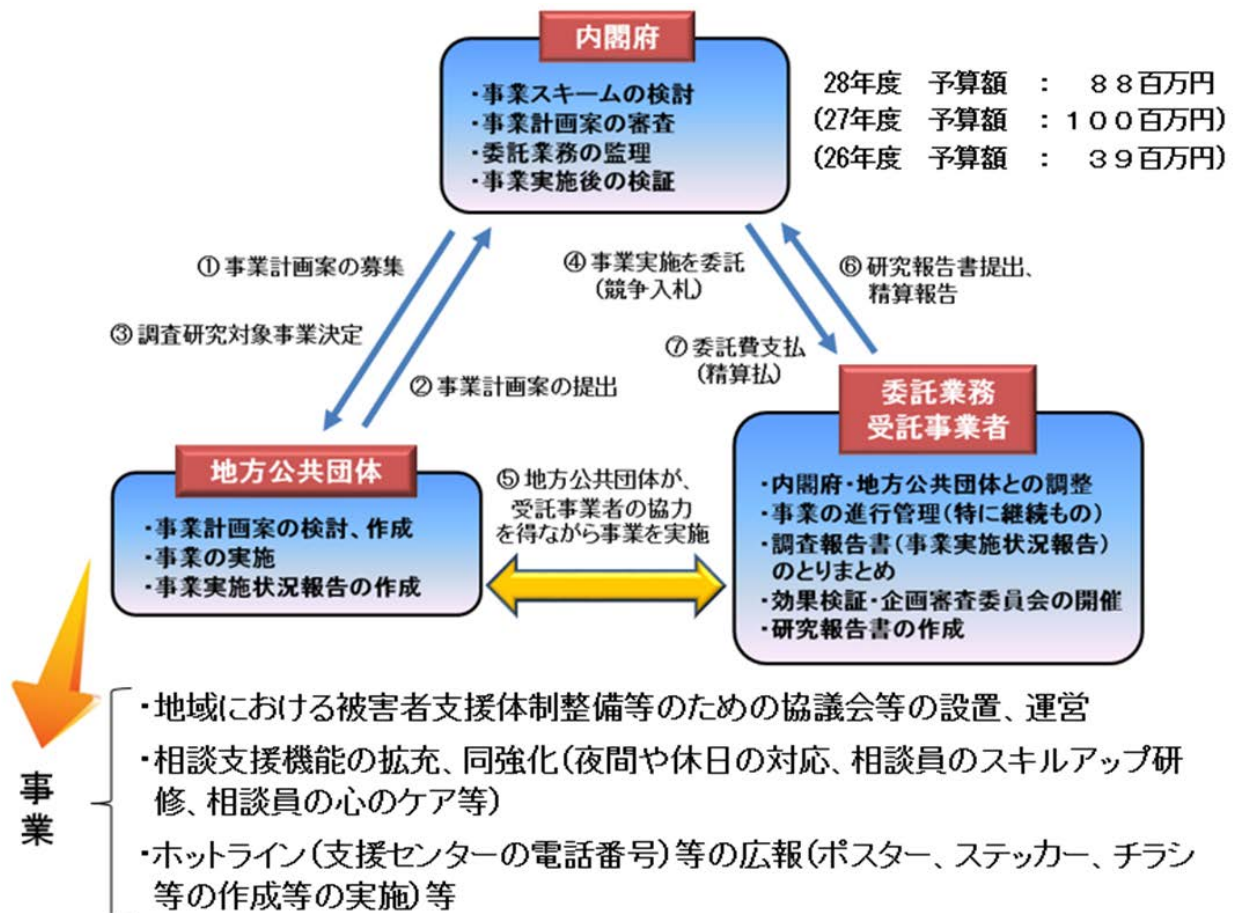
【拡】広報啓発等に要する経費の拡充

事業スキーム



性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究について (平成 26 年度～28 年度)

- ・ 実証的な調査研究を通じて、地方公共団体における性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設・運営等の取組を支援するもの



- ・ 対象地方公共団体

【平成 26 年度】

北海道、群馬県、豊島区、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、福岡県 (計 9)

【平成 27 年度】

北海道、宮城県、秋田県、東京都、福井県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、香川県、福岡県、大分県、金沢市、名古屋市 (計 19)

【平成 28 年度】

北海道、秋田県、山形県、東京都、新潟県、福井県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、広島県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、大分県、名古屋市 (計 21)



薬物やアルコールなどを使用した
性犯罪・性暴力って？

こんな被害が起きています。

飲み物を飲んだら、
急に眠くなったら気が失った。
気がついたら
セックスの最中だった。



お酒を断れず、
飲んでいたら眠くなり、
起きたら胸や下半身を
触られていた。



よく効く頭痛薬と言われて飲んだら、
身体が思うように動かなくなり、
複数の人とセックスをさせられ、
動画も撮られた。



— 被害事例 —

Case 1：飲みものや食べ物に薬が混入される場合



カラオケボックスで、トイレに立った後、残っていた飲み物を飲んだら、意識がもうろうとし、気が付くと服を脱がされた状態で、ソファアの上に一人で取り残されていた。

仕事の打合せの際に出された飲み物を飲んだら、急に眠くなり、下半身の違和感で気が付くと、服を脱がされた状態で床に倒され、裸の人が自分の上に乗っていた。

Case 2：お酒を無理矢理すすめられて…



サークルの飲み会で、先輩からお酒をすすめられ、断れずに飲み続けたら、身体がだるくなり、気が付くと複数の人に囲まれ、胸や下半身を触られていた。

Case 3：よく効く頭痛薬だからという手口も！



人からよく効く頭痛薬だとすすめられて飲んだら、気持ちが悪くなって、体が思うように動かなくなり、服を脱がされて複数人とセックスさせられた。またその様子を、動画に撮られた。

※このような被害は、性別を問わず起こり得ます。

それって犯罪かも！

睡眠薬などのクスリを飲み物や食べ物に混ぜて、相手の意識をもうろうとさせ、抵抗できない状況にして、セックスをするなどという性暴力の被害が起きています。相手が抵抗できない状態で、性交やわいせつな行為を行うことは、性別を問わず刑法の処罰の対象となり得ます。

もしも被害にあった場合は、証拠を残しておくことが大切です。できるだけ早く、警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに相談してください。検査を受けることや、これからのようにしたらいかが相談することができます。

関連条文

刑法第七十六条 強制わいせつ罪

十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

刑法第七十七条 強制性交等罪

十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛（こう）門性交又は口腔（くう）性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

刑法第七十八条 準強制わいせつ及び準強制性交等罪

人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第七十六条の例による。

2 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。

気が付いたら胸や下半身を触られていた…

OKしたつもりはないのに、セックスされたかも…

その時、「何かおかしい」 「いつもと違う」と思いませんでしたか？

- いつもなら酔わない量なのに、酔いの回りがとても早かった。
- 急に耐えられないほど眠くなった。
- からだが思うように動かなかった。だるかった。気持ち悪かった。
- 意識がもうろうとした。
- 記憶がない。記憶が途切れ途切れであいまいだ。
- 記憶はないけど、いつもはしないような行動をしていたようだ。



性犯罪被害者等支援体制整備促進事業（内閣府男女共同参画局推進課）

30年度予算額（案） 0.1億円（29年度予算額 0.09億円）

事業概要・目的

○性犯罪・性暴力被害は、その特性から被害が潜在化する傾向にあり、平成26年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、異性から無理やりに性交された経験のある女性のうち、どこ（だれ）にも相談しなかった者は67.5%に上る。一方、被害を警察に連絡・相談した者は4.3%にとどまっています。

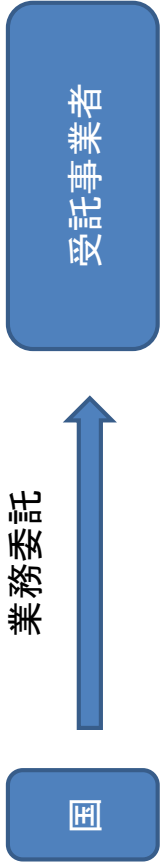
○このような現状を踏まえ、性犯罪被害者等が被害を訴えることを躊躇せずに、安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するため、支援現場における課題を把握するとともに、有識者による検討会を実施し、今後の効果的な相談・支援の在り方について検討します。

○また、性犯罪被害者等の支援の充実を図るため、地方公共団体において性犯罪被害者等の支援を担当する行政職員及び性犯罪被害者等の支援機関（男女共同参画センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等）の相談員を対象とする研修を実施します。

事業イメージ・具体例

- 有識者検討会の開催
 - ・ 検討会委員：4名
 - ・ 開催回数：4回
- ヒアリング調査
性犯罪被害者等の支援機関（4か所程度）
- 報告書の作成
ヒアリング調査による課題の把握、課題分析による効果的な相談・支援の在り方についての検討内容等
- 研修の実施
 - ・ 行政職員研修
対象：地方公共団体の性犯罪被害者等支援担当職員
回数：1回
 - ・ 相談員研修
対象：男女共同参画センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の相談員
回数：3回（地域ブロック別（各ブロック1回））

資金の流れ



期待される効果

- 被害者が安心して相談等を受けられる支援体制の整備が促進されます。
- 性犯罪・性暴力被害の顕在化につながり、被害者支援の取組が進みます。

2 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等

第4次男女共同参画

基本計画

(平成27年12月閣議決定)

- 配偶者暴力相談支援センターの設置促進、相談体制の充実、被害者の支援等

【成果目標】

○H32までに、

- ・ 配偶者からの被害を相談した者の割合
男性:30%、女性:70%
- ・ 相談窓口の周知度
男女とも70%
- ・ 市町村における配偶者センターの数 150か所
(H27.11時点:88か所)

女性活躍加速のための

重点方針2017

(平成29年6月策定)

- ◆ 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進(地方公共団体に対する働きかけ) ⇒ H29.11現在:105か所
- ◆ 「女性に対する暴力をなくす運動」を始めた広報啓発(パープルライトアップ等)
- ◆ 配偶者暴力相談支援センター関係者対象の研修
- ◆ 被害者支援としての加害者更生に関する取組

今後の取組

- 配偶者暴力相談支援センターの設置促進(市町村に未設置の都道府県における実態把握等)
- 「女性に対する暴力をなくす運動」を始めとした広報啓発
- 配偶者暴力相談支援センター関係者対象の研修
- 地域社会内での加害者更生プログラムの今後の在り方の検討(31年度)
- 被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究(30年度予算(新規)0.1億円)
- 改正配偶者暴力防止法の施行状況を踏まえたフォローアップ

市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進のための取組について

➤ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号、平成16年・19・25年に法改正）

- ① 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止と被害者の自立支援を含めた保護を図る責務を有する。（法第2条）
- ② 市町村は、市町村における施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。（法第2条の3第3項）
- ③ 市町村は、市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めるものとする。

（法第3条第2項）

➤ 第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月閣議決定） 一 第7分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」一

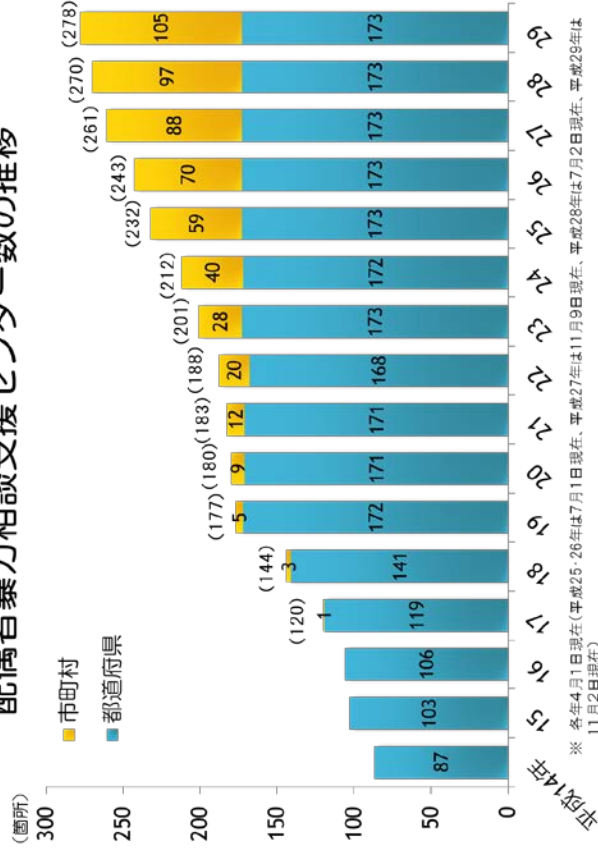
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数 平成32年までの成果目標 150か所（平成29年11月現在：105か所）

➤ 配偶者からの暴力及びびストーカー対策に係る地方財政への対応

- ① 地方財政への対応として、特別交付税（市町村基本計画の作成に要する経費、配偶者暴力相談支援センターの業務に関する経費、緊急時における安全の確保に関する経費、配偶者からの暴力及びびストーカー行為等の防止並びに被害者保護を図るための活動を行う民間の団体に対する助成に要する経費）により財政支援を実施

- ② 市が支弁した婦人相談員が行う業務に要する費用について補助（法第28条第2項）

配偶者暴力相談支援センター数の推移



※ 各年4月1日現在（平成25・26年は7月1日現在、平成27年は11月9日現在、平成28年は7月2日現在、平成29年は11月2日現在）
※（ ）内は、都道府県及び市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターの設置数の合計

支援センター数（29年11月現在）

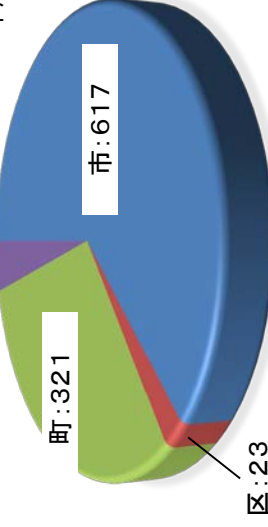
- 都道府県設置 173か所
- 市町村設置 105か所
- 合計 278か所

（市町村設置の内訳）

- 政令市 21か所
- 中核市 20か所
- 施行時特例市 11か所
- その他 53か所

市町村基本計画（策定済：1,002）の内訳

町：41
市：617
区：23
平成29年10月現在



（出典：内閣府男女共同参画局調べ）

法律・計画

財政支援

支援センターの設置数等

女性に対する暴力をなくす運動

<概要>

政府では、毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施しています。(平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定)

<目的>

潜在化しやすい女性に対する暴力(配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等)の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進することを目的としています。

<平成29年度の取組(主なもの)>

- ポスター・リーフレットの配布、掲示
(マンガ家の西原理恵子氏デザイン)
- パープル・ライトアップ
※45都道府県127か所で開催
- パープルリボン贈呈式(10月27日実施)
- テレビ、新聞、インターネットによる広報
- 全閣僚等のパープルリボン着用
※閣僚懇談会での発言あり(11月10日)

<平成29年度ライトアップを実施した都道府県>

※黄色の★は今年初めて実施した県



<平成29年度ライトアップ写真>



パープルライトアップ

女性に対する暴力根絶のシンボルカラーであるパープルにライトアップし、暴力の根絶を呼びかけるとともに被害者に対し、「ひとりで悩まず、まずは相談を!」というメッセージを送っています。



全閣僚等のパープルリボン着用
(官邸ホームページ掲載写真を一部加工)

パープルリボン贈呈式
(ミス・インターナショナル
世界大会出場者によるパープルリボン着用)

女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業経費（内閣府男女共同参画局推進課）

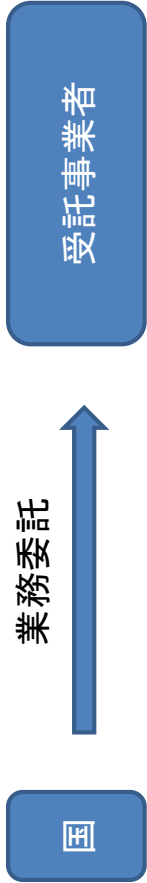
30年度予算額（案） 0.2億円

（29年度予算額 0.2億円）

事業概要・目的

- 全国の配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）における配偶者からの暴力に関する相談件数は、支援センター機能が法制度化された平成14年度の35,943件から年々増加傾向にあり、平成28年度は106,367件となっています。
- 被害者からの相談に適切に対応するためには、被害者支援の中核的役割を担う支援センターの相談体制の整備・強化、支援の質の向上及び民間支援団体を含めた関係機関の連携が重要です。
- このため、支援センターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における都道府県と市町村・行政と民間の更なる連携の促進を図ることを目的として、職務関係者を対象とする研修（法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの）を実施します。
- また、支援センターを設置した地方公共団体における個別事業の対応を含めた関係機関間連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供します。
- さらに、概ね平成32年度までに支援センター設置を検討している市町村にアドバイザーを派遣します。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- 支援センター長及び支援センター主管部署の行政職員向け研修
 - ・開催回数：2回
 - ・開催時期：平成30年8月予定
 - ・参加者：160名程度
- 官民支援機関の相談員向け研修
 - ・開催回数：3回
 - ・開催時期：平成30年10月予定
 - ・参加者数：240名程度
- 支援センターを設置した地方公共団体の事例報告集
- ・アンケート及びヒアリング調査：10団体程度
- 支援センター設置検討市町村へのアドバイザー派遣
 - ・開催回数：15回程度

期待される効果

- 支援における都道府県・市町村・民間団体の連携及び相談員の相談スキルの向上により、被害者のニーズや地域の実情に応じた切れ目のないきめ細やかな支援が行われるようになります。
- 支援センターの設置を検討している市町村に効果的なアドバイザーを行うことにより、早期設置につながります。

被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究経費

(内閣府男女共同参画局推進課)

30年度予算額 (案) 0. 1 億円

(新規)

事業概要・目的

○第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）では、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進に向けた具体的な取組として、加害者プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方について検討することとされています。

○平成27年度に内閣府が実施した「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書では、被害者の安全を確保し、加害者に対して適切なアプローチを行うためには被害者及びその子どもが直面する暴力の危険性について、包括的にアセスメントすることが重要であるとの見解が示されました。

○これらを踏まえ、リスクアセスメントに基づく加害者対応方針（加害者プログラム実施団体との連携を含む）について諸外国におけるヒアリング調査を通して研究するとともに、リスクアセスメント指標案を作成し、配偶者暴力相談支援センター等を対象とする試行調査を実施します。調査結果については、検討会において分析し報告書にとりまとめます。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

○有識者検討会の開催

- ・ 検討会委員：5名
- ・ 開催回数：5回

○ヒアリング調査

【対象国】米国 等

【対象機関】政府機関、民間支援団体、有識者等

○試行調査の実施

【対象】配偶者暴力被害者支援機関（配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター等）

○報告書の作成

海外調査・試行調査の結果及び結果に対する検討会における検討内容等

期待される効果

○先行事例を参考に、リスクアセスメント指標を用いた加害者対応の在り方について調査研究することで、配偶者からの暴力の多様な現状に即した加害者対応を含めた被害者支援を行うことが可能となります。

3 若年層を対象とした性的な暴力への対応

(いわゆるアダルトビデオ出演強要問題、「JKビジネス」問題等に係る対応)

第4次男女共同参画 基本計画

(平成27年12月閣議決定)

- 女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援の在り方等の検討
- 各種性犯罪への対応(ポルノ撮影等の際になされる性犯罪等への厳正な取組み)
- 子供に対する性的な暴力の防止、相談・支援等
- 児童買春対策の推進
- 広報啓発の推進 等

女性活躍加速のための

重点方針2017

(平成29年6月策定)

- ◆ 「いわゆるAV出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月)に基づく取組の推進
- ◆ 若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査研究
(29年度予算(新規)0.1億円)
- ◆ 「女性に対する暴力をなくす運動」を始めとした広報啓発
(パープルライトアップ等)
- ◆ 若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とした研修

今後の取組

- 左記対策に係るフォローアップ調査結果に基づくより一層の取組の推進
- 若年層における女性に対する暴力の効果的な予防啓発及び被害者支援のための調査研究
(30年度予算(新規)0.1億円)
→被害者支援マニュアル等を作成
- 「女性に対する暴力をなくす運動」を始めとした広報啓発
(パープルライトアップ等)
- 若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とした研修

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策（概要）

背景

- 男女共同参画会議に設置されている「女性に対する暴力に関する専門調査会」において、平成29年3月14日にとりまとめた現状と課題を整理した報告書を踏まえ、同月21日、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」を設置した（議長：加藤勝信男女共同参画担当大臣。関係7府省局長級を構成員）。
- 関係府省対策会議において、平成29年4月を被害防止月間と位置付け、必要な取組を緊急かつ集中的に実施する緊急対策を策定した（同年3月31日）。その実施状況も踏まえ、同年5月19日、「今後の対策」をとりまとめた。

緊急対策（平成29年4月）の実施結果

- 1 取締り等の強化
 - ・ スカウトに対する検挙件数、人員 23件23名
 - ・ スカウトに対する指導・警告結果 101回190名
 - ・ 「JKビジネス」の経営者や客等を検挙した件数 5件6名
 - ・ 一斉補導等により補導・保護した児童数 40名 等
- 2 被害防止のための教育・啓発の強化
 - ・ 内閣府ホームページに啓発サイトを開設（アクセス数 93,380件）
 - ・ インターネット広告等による啓発動画の発信（動画再生数合計 約 230万件）
 - ・ 女子大学生を対象としたシンポジウムを開催（約 1,600人参加）
 - ・ 被害防止教室等の実施（約 2,700回、約 432,000人）
 - ・ 街頭キャンペーンの実施（約 1,400回）
 - ・ 各種広報媒体を活用した啓発活動 等
- 3 相談体制の充実
 - ・ 様々な機会や媒体を活用した相談窓口の周知
 - ・ 相談等件数 アダルトビデオ関係 9件「JKビジネス」関係 14件

今後の対策（主なもの）

- 1 更なる実態把握
 - ・ 若年層に対する性的な暴力に係る相談・支援の在り方のための調査研究【内閣府】
 - ・ 「JKビジネス」の営業に関する実態調査及び分析の実施【警察庁】
- 2 取締り等の強化
 - ・ アダルトビデオ出演強要問題専門官の指定【警察庁】
 - ・ 「JKビジネス」の禁止等に関する条例制定の支援【警察庁】
 - ・ 「JKビジネス」等に対する各国の法制度及び施策の調査研究の実施【警察庁】
- 3 教育・啓発の強化
 - ・ 毎年4月、「AV出演強要『JKビジネス』等被害防止月間」の実施【関係府省】
 - ・ 被害防止教育の推進【警察庁、内閣府、文科省】
 - ・ 業界関係者に対する法令等の周知【厚労省、消費者庁】
- 4 相談体制の充実
 - ・ 相談窓口の整備及び積極的な周知【内閣府、関係府省】
 - ・ 対応マニュアルの作成、関係機関等の職員への研修の充実・強化【関係府省】
 - ・ 若年の被害女性に対する居場所の確保等に関するモデル事業の検討【厚労省】
- 5 保護・自立支援の取組強化
 - ・ 「JKビジネス」稼働児童等に対する迅速な保護及び適切な支援【警察庁、文科省、厚労省】
 - ・ 婦人保護施設等での中長期的な支援体制の在り方の検討【厚労省】
- 6 その他
 - ・ 被害の防止及び救済等のための新たな対応策の検討【内閣府、関係府省】
 - ・ 情報提供等を通じた地方公共団体に対する支援の強化【関係府省】 等

若年層における女性に対する暴力の効果的な予防啓発及び被害者支援のための調査研究経費

(内閣府男女共同参画局推進課)

30年度予算額 (案) 0.1 億円

(新規)

事業概要・目的

- 第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）において、暴力を容認しない社会環境を整備するため、特に若年層への教育・啓発を強力に推進することとされています。
- また、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策」（平成29年5月策定）においては、広報・啓発活動の強化に取り組むとともに、関係機関の職員が被害者等に対し適切に相談対応することができるよう、有識者や関係機関の意見も踏まえ、対応マニュアルを作成することとされています。
- さらに、女性活躍加速のための重点方針2017においては、様々な状況に置かれた被害者に必要な情報が届くよう、効果的な広報・周知方策について検討することとされています。
- これらを踏まえ、若年層における女性に対する暴力の予防啓発の充実にむけて、国内外における啓発手法について有識者検討会における分析等を踏まえ、被害者に対する効果的な啓発媒体の開発・制作を行います。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- 有識者検討会の開催
 - ・ 検討会委員：5名
 - ・ 開催回数：5回
- ヒアリング調査
若年層における女性に対する暴力の予防啓発や被害者支援に実績のある団体等（5団体程度）
- 若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発媒体の開発・制作及びキャンペーンの実施等
【啓発媒体】HP、スマートフォン用アプリケーション、啓発冊子
- 相談対応マニュアル及び調査報告書の作成

期待される効果

- 若年層における女性に対する暴力の予防啓発及び被害者支援に関する調査等とおして、国内における予防啓発手法及び相談支援の在り方の改善が促進されます。

女性に対する暴力の予防啓発促進経費（内閣府男女共同参画局推進課）

30年度予算額（案） 0.04億円 29年度予算額 0.06億円

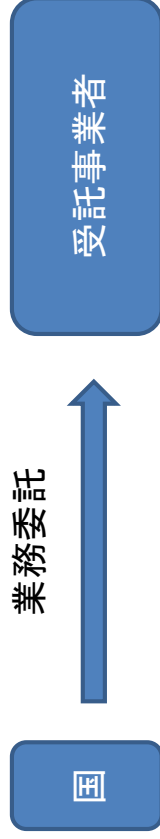
事業概要・目的

- 第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）においては、暴力を容認しない社会環境を整備するため、特に若年層への教育・啓発を強力に推進することとされています。
- また、女性活躍加速のための重点方針2017においては、女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりとして、女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分に配慮し、適切な対応をとることができるよう、警察、検察、学校、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等をはじめとする各機関の職務関係者に対する研修等を充実させ、支援に携わる人材の育成を図ることとされています。
- こうしたことを踏まえ、若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とする女性に対する暴力の予防啓発に関する研修を実施します。

事業イメージ・具体例

- 若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者を対象とする、女性に対する暴力の予防啓発に関する研修を全国3か所で実施します。

資金の流れ



期待される効果

- 多様化する若年層における暴力への理解や、若年層に対する教育・啓発を担う人材の育成を促進することにより、地域や学校における若年層に対する予防啓発活動の拡充、女性に対する暴力に関する教育・学習の充実等が図られます。

ヒアリング項目①： **性犯罪・性暴力被害者支援交付金を活用したワンストップ支援センターの設置促進**

担当府省：内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室

第4次男女共同参画基本計画における記載箇所		P64 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 4 性犯罪への対策の推進 イ（ア）①
女性活躍加速のための重点方針 2017との関連	通し番号	105、106
	記載箇所	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 2. 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (1) 性犯罪への対策の推進 ②
女性活躍加速のための重点方針 2016との関連	通し番号	79、80
	記載箇所	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 2. 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (1) 性犯罪への対策の推進 ①
女性活躍加速のための重点方針 2015との関連	通し番号	93
	記載箇所	2 将来に向けた女性の人材育成と幅広い女性活躍のための環境整備 (8) 困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備 ③

ヒアリング項目②： 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進等

担当府省：内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室

第4次男女共同参画基本計画における記載箇所		P75 第7分野 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
女性活躍加速のための重点方針 2017との関連	通し番号	127、128
	記載箇所	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (4) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等 ①
女性活躍加速のための重点方針 2016との関連	通し番号	88、89、90-2
	記載箇所	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (3) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等 ①
女性活躍加速のための重点方針 2015との関連	通し番号	123、154
	記載箇所	4. 暮らしの質の向上のための取組 (1) 暮らしの質の向上に資する空間づくり ①オ (2) 問題・課題を抱えた女性に対する情報提供と妊娠、出産、子育て、介護等に係る支え合い ①イ

ヒアリング項目③： 加害者更生に関する取組の具体化

担当府省：内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室

第4次男女共同参画基本計画における記載箇所		P71 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 ウ（力）①
女性活躍加速のための重点方針 2017との関連	通し番号	131
	記載箇所	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (4) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等 ④
女性活躍加速のための重点方針 2016との関連	通し番号	—
	記載箇所	—
女性活躍加速のための重点方針 2015との関連	通し番号	—
	記載箇所	—

ヒアリング項目④： 改正配偶者暴力防止法の施行状況を踏まえたフォローアップ

担当府省：内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室

第４次男女共同参画基本計画における記載箇所		P.64 第７分野 １ 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
女性活躍加速のための重点方針 2017との関連	通し番号	132
	記載箇所	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 １．女性に対するあらゆる暴力の根絶 （４）配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等 ⑤
女性活躍加速のための重点方針 2016との関連	通し番号	—
	記載箇所	—
女性活躍加速のための重点方針 2015との関連	通し番号	—
	記載箇所	—

ヒアリング項目⑤： 広報啓発の充実

担当府省：内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室

第4次男女共同参画基本計画における記載箇所		P.64 第7分野 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
女性活躍加速のための重点方針2017との関連	通し番号	135－138
	記載箇所	Ⅱ女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 1.女性に対するあらゆる暴力の根絶 (5)女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり ②
女性活躍加速のための重点方針2016との関連	通し番号	－
	記載箇所	－
女性活躍加速のための重点方針2015との関連	通し番号	155
	記載箇所	4.暮らしの質の向上のための取組 (2)問題・課題を抱えた女性に対する情報提供と妊娠、出産、子育て、介護等に係る支え合い ① イ

ヒアリング項目⑥： 「いわゆるアダルトビデオ出演強要
問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進

担当府省：内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室

第４次男女共同参画 基本計画における記 載箇所		P.64 第７分野 ５ 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
女性活躍 加速のた めの重点 方針 2017 との関連	通し番号	113
	記載箇所	Ⅱ女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 １.女性に対するあらゆる暴力の根絶 （２）若年層を対象とした性的な暴力の根絶 ②
女性活躍 加速のた めの重点 方針 2016 との関連	通し番号	—
	記載箇所	—
女性活躍 加速のた めの重点 方針 2015 との関連	通し番号	—
	記載箇所	—

ヒアリング項目⑦： 若年層の性的搾取に係る相談・支援 の在り方の検討

担当府省：内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室

第4次男女共同参画 基本計画における記 載箇所		P.64 第7分野 5 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
女性活躍 加速のた めの重点 方針 2017 との関連	通し番号	123
	記載箇所	Ⅱ女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶 ③
女性活躍 加速のた めの重点 方針 2016 との関連	通し番号	—
	記載箇所	—
女性活躍 加速のた めの重点 方針 2015 との関連	通し番号	—
	記載箇所	—

施策名：「都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実」

犯罪被害者等に対するカウンセリング充実の必要性

「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）において、カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等が盛り込まれ、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図ることなどが掲げられた。



都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実

警察庁では、平成28年度から新規に予算措置（都道府県警察費補助金）し、都道府県警察に対し、犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等からカウンセリングを受けた場合にも公費負担ができるよう指導。

平成30年度においても、引き続き同額の予算を確保し、全国的に公費負担が実施されるよう都道府県警察を指導。
(平成30年度予算案：28,156千円)

施策名：「性犯罪被害相談電話番号の統一化」

被害が潜在化しやすい犯罪被害者への支援の必要性

「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）において、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実等が盛り込まれ、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられた。

性犯罪被害者相談電話番号の全国統一化

性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、各都道府県警察の性犯罪被害電話相談窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル番号（#8103「ハートさん」）を導入した。

#8103 (ハートさん)
性犯罪被害相談電話
あなたの心（ハート）に寄り添う相談電話があります
あなたの声をしっかりと受け止めます

●この番号にダイヤルしていただくと、発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。
●土日、祝日及び執務時間外は、当番や音声案内等に対応しています。

性犯罪被害者相談ダイヤル
#8103 ハートさん

警察庁
National Police Agency

子供の性被害に係る対策

1. 子供の性被害とは

児童買春、児童ポルノの製造等

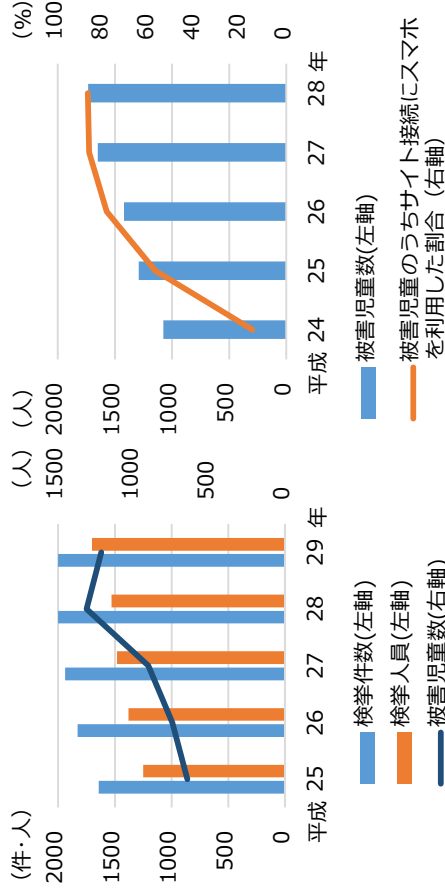
児童の性に着目した営業による児童福祉法違反等

その助長行為

2. 子供の性被害をめぐる情勢

児童ポルノ事犯

コミュニティサイトに起因する児童買春等の事犯



- いわゆる「JKビジネス」等児童の性を売り物とする営業の出現
- 低年齢児童を被害者とする悪質な事件の発生
- 子供の性被害に対する国際社会の動向
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を視野に入れた取組の推進

3. 子供の性被害防止プラン策定の経緯

閣議決定（平成28年3月）

28年4月以降、関係府省庁間の総合調整を、国家公安委員会が行うことに。

犯罪対策閣僚会議（平成28年4月）

関係府省庁局長級会議の開催を申合せ。

局長級会議等（平成28年4月～）

プラン策定に向け、関係府省庁局長級会議等において検討を行った。

4. 子供の性被害防止プランの構成

第三次児童ポルノ排除総合対策（平成28年7月12日付け犯罪対策閣僚会議決定）に規定の施策

+

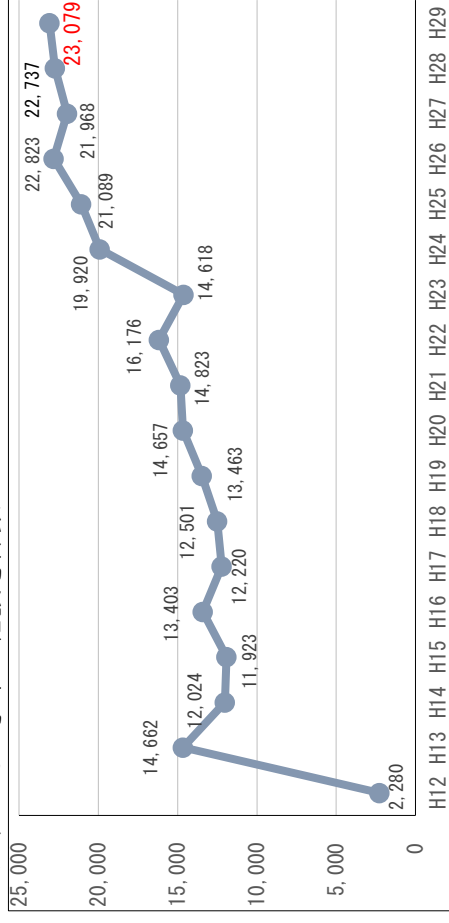
未掲載の施策

=

6本の柱ごとに、合計88の施策を掲載。

1. 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化
2. 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するため
の児童及び家庭の支援
3. 児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進
4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進
5. 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生
6. 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化

現狀



化 ストーカー事案等に係るシステムの機能高度

多機関連携によるストーカー加害者更生のための取組に関する調査研究

性 犯 罪 捜 査 体 制 の 整 備

被害者の心情に配慮した対応

- 臨床心理士等の専門家による講義やロールプレイ方式の導入による研修の実施
- 全国の性犯罪捜査担当者を集めた会議において、被害者への適切な対応について指示

女性警察官の配置促進

- 性犯罪被害者に関わる業務に従事する捜査員として、女性警察官を指定するなど配置を促進

関係機関との連携

- 性犯罪被害者に係る警察への届出が促進されるよう、ワンストップ支援センターや産婦人科医会等と連携

適切な証拠保全

- 性犯罪被害者の身体から証拠資料を採取するための資機材を警察署に整備
- 薬物使用の疑いのある場合は、被害者の同意を得た上で採尿等を実施

ヒアリング項目①： **都道府県警察におけるカウンセリング費用
の公費負担制度の充実**

担当府省：警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室

第４次男女共同参画 基本計画における記 載箇所		P64 第７分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 １ 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり イ（ア）①
女性活躍 加速のた めの重点 方針 2017 との関連	通し番号	107
	記載箇所	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 ２． 女性に対するあらゆる暴力の根絶 （１）性犯罪への対策の推進 ③
女性活躍 加速のた めの重点 方針 2016 との関連	通し番号	82
	記載箇所	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 ２． 女性に対するあらゆる暴力の根絶 （１）性犯罪への対策の推進 ①
女性活躍 加速のた めの重点 方針 2015 との関連	通し番号	－
	記載箇所	－

ヒアリング項目②： 性犯罪被害相談電話の統一化

担当府省：警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室

第４次男女共同参画基本計画における記載箇所		P73 第７分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 ４ 性犯罪被害への対策の推進 ア (ウ) ①
女性活躍加速のための重点方針 2017との関連	通し番号	108
	記載箇所	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 ３ 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (１) 性犯罪への対策の推進 ③
女性活躍加速のための重点方針 2016との関連	通し番号	—
	記載箇所	—
女性活躍加速のための重点方針 2015との関連	通し番号	—
	記載箇所	—

ヒアリング項目③： 「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）に基づく対策の推進

担当府省：警察庁生活安全局少年課

第４次男女共同参画基本計画における記載箇所		P75 第７分野 ５ 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
女性活躍加速のための重点方針 2017との関連	通し番号	111、112
	記載箇所	P19 Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 １．女性に対するあらゆる暴力の根絶 （２）若年層を対象とした性的な暴力の根絶 ①
女性活躍加速のための重点方針 2016との関連	通し番号	96～100
	記載箇所	P12 Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 １．女性に対するあらゆる暴力の根絶 （４）女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり ①
女性活躍加速のための重点方針 2015との関連	通し番号	105、106
	記載箇所	P16 ３．女性活躍のための環境整備 （６）困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備 ③

ヒアリング項目④： ストーカー事案への対策の推進

担当府省：警察庁生活安全局生活安全企画課

第４次男女共同参画基本計画における記載箇所		P71 第７分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 ３ ストーカー事案への対策の推進
女性活躍加速のための重点方針 2017との関連	通し番号	124
	記載箇所	P19 Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 １． 女性に対するあらゆる暴力の根絶 （３） ストーカー事案への対策の推進
女性活躍加速のための重点方針 2016との関連	通し番号	86
	記載箇所	P11 Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 １． 女性に対するあらゆる暴力の根絶 （２） ストーカー事案への対策の推進 ①
女性活躍加速のための重点方針 2015との関連	通し番号	97、98、99、102、103
	記載箇所	P16 ３ 女性活躍のための環境整備 （６） 困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備 ③

ヒアリング項目⑤： 性犯罪捜査体制の整備

担当府省：警察庁刑事局捜査第一課

第４次男女共同参画基本計画における記載箇所		第７分野 ４ 性犯罪被害への対策の推進 P.73 ア（イ）性犯罪捜査体制の整備・充実 ① （ウ）性犯罪の潜在化防止に向けた取組 ① P.74 イ（ウ）被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進 ①、②
女性活躍加速のための重点方針 2017との関連	通し番号	109
	記載箇所	Ⅱ女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 １．女性に対するあらゆる暴力の根絶 （１）性犯罪への対策の推進③
女性活躍加速のための重点方針 2016との関連	通し番号	81
	記載箇所	Ⅱ女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現 １．女性に対するあらゆる暴力の根絶 （１）性犯罪への対策の推進①
女性活躍加速のための重点方針 2015との関連	通し番号	90、91
	記載箇所	３．女性活躍のための環境整備 （６）困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備③